

報道発表



令和6年12月20日

文化財保存活用地域計画を26件認定しました

文化審議会（会長 島谷 弘幸）は、令和6年12月20日（金）に開催された同審議会文化財分科会において、26市町の文化財保存活用地域計画を認定することを文化庁長官に答申しました。これを踏まえ、文化庁長官は答申のあった文化財保存活用地域計画を認定しました。

令和6年12月20日に認定した文化財保存活用地域計画（合計26市町）

- | | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| ①中川町
（北海道） | ⑪沼津市
（静岡県） | ㉑萩市
（山口県） |
| ②大仙市
（秋田県） | ⑫三島市
（静岡県） | ㉒上毛町
（福岡県） |
| ③山形市
（山形県） | ⑬あま市
（愛知県） | ㉓水俣市
（熊本県） |
| ④宇都宮市
（栃木県） | ⑭鈴鹿市
（三重県） | ㉔中津市
（大分県） |
| ⑤館林市
（群馬県） | ⑮日野町
（滋賀県） | ㉕日田市
（大分県） |
| ⑥さいたま市
（埼玉県） | ⑯貝塚市
（大阪府） | ㉖西之表市
（鹿児島県） |
| ⑦砺波市
（富山県） | ⑰富田林市
（大阪府） | |
| ⑧富士吉田市
（山梨県） | ⑯大阪狭山市
（大阪府） | |
| ⑨美濃加茂市
（岐阜県） | ⑯高砂市
（兵庫県） | |
| ⑩静岡市
（静岡県） | ㉐浜田市
（島根県） | |

※富士吉田市は、第2期計画を認定

今回の認定により、地域計画の認定市町村は194自治体となりました。

<担当>

文化庁文化資源活用課
計画推進係 香取・大山

電話：075-451-9669（直通）

広域文化観光部門

主任文化財調査官 長尾
文化財調査官 村上

電話：075-451-4111（内線9670）

令和6年12月諮詢 文化財保存活用地域計画

	名 称	都道府県	市町村	頁		名 称	都道府県	市町村	頁
01	中川町文化財保存活用地域計画	北海道	中川町	3	14	鈴鹿市文化財保存活用地域計画	三重県	鈴鹿市	53
02	大仙市文化財保存活用地域計画	秋田県	大仙市	7	15	日野町文化財保存活用地域計画	滋賀県	日野町	57
03	山形市文化財保存活用地域計画	山形県	山形市	9	16	貝塚市文化財保存活用地域計画	大阪府	貝塚市	59
04	宇都宮市文化財保存活用地域計画	栃木県	宇都宮市	13	17	富田林市文化財保存活用地域計画	大阪府	富田林市	63
05	館林市文化財保存活用地域計画	群馬県	館林市	17	18	大阪狭山市文化財保存活用地域計画	大阪府	大阪狭山市	67
06	さいたま市文化財保存活用地域計画	埼玉県	さいたま市	21	19	高砂市文化財保存活用地域計画	兵庫県	高砂市	69
07	砺波市文化財保存活用地域計画	富山県	砺波市	25	20	浜田市文化財保存活用地域計画	島根県	浜田市	71
08	第2期 富士吉田市文化財保存活用地域計画	山梨県	富士吉田市	29	21	萩市文化財保存活用地域計画	山口県	萩市	75
09	美濃加茂市文化財保存活用地域計画	岐阜県	美濃加茂市	33	22	上毛町文化財保存活用地域計画	福岡県	上毛町	80
10	静岡市文化財保存活用地域計画	静岡県	静岡市	37	23	水俣市文化財保存活用地域計画	熊本県	水俣市	84
11	沼津市文化財保存活用地域計画	静岡県	沼津市	41	24	中津市文化財保存活用地域計画	大分県	中津市	88
12	三島市文化財保存活用地域計画	静岡県	三島市	45	25	日田市文化財保存活用地域計画	大分県	日田市	92
13	あま市文化財保存活用地域計画	愛知県	あま市	50	26	西之表市文化財保存活用地域計画	鹿児島県	西之表市	96

文化財保存活用地域計画認定基準

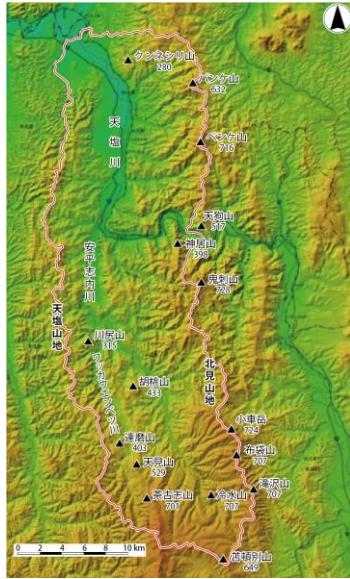
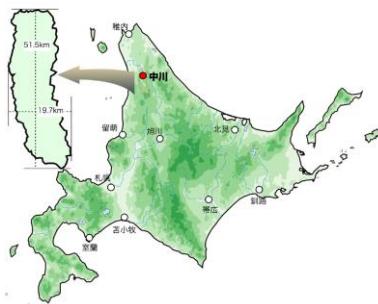
文化財保護法第183条の3 第5項

1. 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
2. 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
3. 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

01 中川町文化財保存活用地域計画【北海道】

【計画期間】令和7～16年度
(10年間)

【面積】594.87km²
【人口】約1.3千人



中川町とその周辺地形

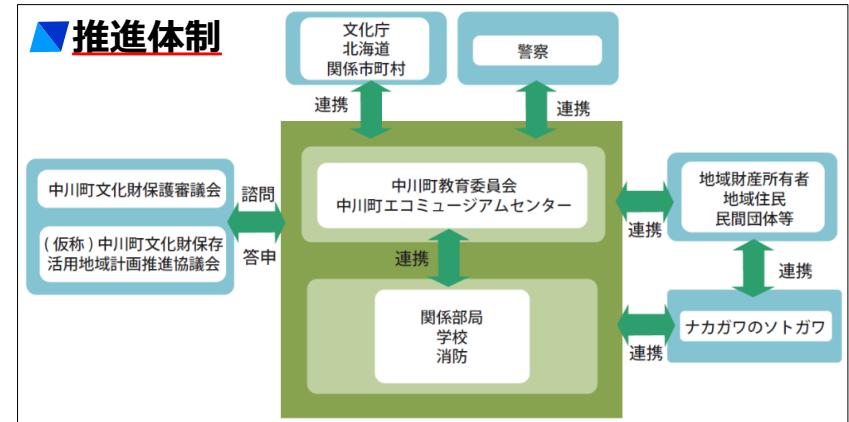
■指定等文化財件数一覧

類型／種別	国指定・選定	道指定	町指定	国登録	総数
1 有形文化財	1 建造物	0	0	0	0
	2 絵画	0	0	1	1
	3 彫刻	0	0	0	0
	4 工芸品	0	0	0	0
	5 書跡・典籍	0	0	3	3
	6 古文書	0	0	0	0
	7 考古資料	0	0	1	1
	8 歴史資料	0	0	0	0
2 無形文化財		0	0	0	0
3 民俗文化財	1 有形の民俗文化財	0	0	2	2
	2 無形の民俗文化財	0	0	0	0
4 記念物	1 遺跡（史跡）	0	0	0	0
	2 名勝地（名勝）	0	0	0	0
	3 動物、植物、地質鉱物（天然記念物）	4	1	7	12
5 文化的景観		0	—	—	0
6 伝統的建造物群		0	—	—	0
合 計	4	1	14	0	19

指定等文化財は19件、未指定の地域財産は352件を把握

※文化財保護法にとらわれない中川町にある全ての文化財の総称を「地域財産」と呼び、地域財産の呼称を「地域財産 ナカガワのナカガワ」とした。

■推進体制



※ナカガワのソトガワ；「ナカガワのナカガワ」に対して本町の外側の人材に対する呼称

■歴史文化の特性

(1) 中川が海だったころ－化石が語る太古の中川－

本町は中生代（約1億4,000万年前）からの歴史を持ち、アンモナイトをはじめ様々な化石が発見される「化石のまち」として世界的に知られている。新生代（約1,700万年前～100万年前）になるとアンモナイトなどが絶滅し、イルカをはじめとした海生哺乳類や貝類が繁栄し、約600万年前には古天塩川が成立した。

(2) 天塩川とともに－歴史の流れと人々の歩み－

天塩川は日本最北の北流大河で、鉄道や道路網の整備以前は重要な交通路でもあり、川沿いには多くの遺跡がある。明治から入植が始まり、流域の肥沃な土地で始められた畑作は度重なる冷害や水害被害もあり、酪農への転換が進められ、現在の本町農業の体系が確立した。大正から昭和にかけて大規模な天塩川の切り替え工事が進み、新しい流路に永久橋が架けられ、現在の町並みが形成された。

(3) 中川の森の自然誌－大河に抱かれし天北の深山－

本町の森林は、河畔林から針広混交林、ハイマツ地帯まで多様な植生の垂直分布を見せ、蛇紋岩地帯ではアカエゾマツ純林やオゼソウ群落など特殊な植生も認められる。カタクリは本町が分布の北限域である。オジロワシ(天然記念物)をはじめ、北海道固有種や中川町固有亜種の昆虫や貝類が生息する。現在は自然環境に配慮した森林管理や木材利用計画のもと、薄利多売をしない森づくりが進められている。

(4) 農業の変遷－受け継がれる農の文化－

天塩川と安平志内川流域で始まった農業は、幾多の変遷や転換を経て「最北の畑作」と「酪農」という特徴が形成された。特に薄荷は、大正から昭和初期まで「薄荷の中川か中川の薄荷か」といわれるほど生産が盛んであった。

(5) 茂吉のみた中川－安平志内川流域の開拓－

安平志内川流域の開拓は、「内地」からの移民入植を目的に上流部へと進められ、共和、板谷、大和地区は「薄荷」生産によって拓けていった。昭和7年に共和地区で医師を務む兄を訪れた歌人の斎藤茂吉は滞在中の5日間で57首の歌をつくり、当時の中川の様子を写実的に詠んでいる。

【基本的な理念】地域財産の継続的な把握に基づき、町内外の連携を見据えた組織・仕組みづくりにより保存・活用を進める

1 調査・研究

2 保存・管理・継承

3 普及・活用

4 連携体制

5 学校教育・生涯学習

6 保存・活用の拡張

課題

- 地域財産の継続的な調査が必要
- 地域財産の保存・管理が不十分
- 周辺環境の整備が必要
- 地域財産の継承の仕組みが未構築
- 地域財産の防災対策の連携不足

- 多くの人に伝わる情報発信が不十分
- 他産業との連携不足

- 地域や関係団体との協働不足
- 広域的な連携が限定的

- 学習機会の更なる充実が必要

- エコミュージアムセンターの適正な維持・管理・運用体制の確立が必要
- 地域財産と触れ合う場の創出が必要
- 地域財産のデジタル化による継承が不十分

方針

- 地域財産の把握・調査の推進
- 地域財産の適切な保存・管理
- 所蔵施設の管理・運用
- 地域財産の保存・管理への支援
- 周辺環境の整備の推進
- 大学や団体との連携
- 担い手の確保・育成と運営組織・体制の確立
- 地域財産の防災対策の推進

- 情報発信の推進
- 他産業との連携による活用の推進

- 地域や関係団体との協働の推進
- 広域的な連携の推進

- 学校教育による郷土愛の醸成
- 学習機会の充実と新たな活用の検討

- エコミュージアムセンターの適正な維持・管理の推進
- 研究の推進
- 体験学習やイベント等の開催
- デジタルコンテンツの活用

措置の例

1-3 地域財産の調査

地域財産投稿システムを活用し町内外の方々と調査を進め、結果をVR中川エコミュージアムで公表する。

- 行政、専門、団体、町民、ナカガワのソトガワ ■R7~16



2-18 担い手の確保・育成（町外）

北海道大学中川研究林公認ガイド育成事業や普及事業のリピーターなどから担い手の確保・育成を行う。

- 行政、ナカガワのソトガワ、専門、団体、町民 ■R7~16



3-2 SNSを活用した情報発信

Instagram等のSNSを活用し情報発信する人材を育成する。

- 行政、団体、ナカガワのソトガワ、専門、町民 ■R7~16



4-1 関係団体との連携

中川町アウトドア協会、北海道大学中川研究林公認ガイドなどと連携して地域財産の保存・活用を進める。

- 行政、団体、専門、町民 ■R7~16



5-1 学校教材の作成・活用

地域財産解説シートやGIGA端末に対応した教材を作成する。

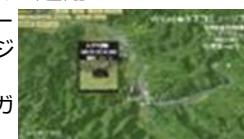
- 行政、専門、団体、ナカガワソトガワ、町民 ■R7~16



6-14 デジタルアーカイブの構築・運用

オンライン型の地域財産データベースを構築し、町内外の協力者でデジタルアーカイブを運用していく。

- 行政、専門、団体、ナカガワのソトガワ、町民 ■R7~16



9つの関連文化財群 と 1つの文化財保存活用区域

1 恐竜時代の中川の海

本町は約1億4,000万年前～7,200万年前の恐竜時代（中生代白亜紀）の地層が広く分布し、アンモナイトをはじめとする保存の良い化石が発見される世界有数の化石産地である。中川の海は時代を追うごとに浅くなつていき、海岸付近で生活していたパラリテリジノサウルスが発見されている。



2 海生ほ乳類の楽園の海と天塩川の成立

アンモナイトやクビナガリュウが栄えた中生代白亜紀が終わり、哺乳類の時代といわれる新生代へ時代が移ると、中川の海はイルカ類などの化石が多く発見される海生ほ乳類の楽園となった。道北地域の隆起に伴い、約 100 万年前には歌内・国府地区にその河口が出来た。



3 川のほとりで始まった先人の営み

天塩川や安平志内川の沿岸には、縄文時代や擦文時代の遺跡やアイヌ文化期のチャシ跡などが複数存在する。またアベシナイ(我々の沿って下る川)はじめアイヌ語由来の川に関係する地名が数多く残る。松浦武四郎が安政4(1857)年に訪れ、アベシナイのアイヌの暮らしぶりを記述している。



4 天塩川と人々の暮らし

天塩川は交通手段を船に頼っていた頃から、重要な交通路であり、畑作にとっても、天塩川が育んだ肥沃な土地なしでは語ることができない。一方で、春の雪解けや夏から秋にかけての大雨で、毎年と言つていいほど水害に襲われた。天塩川との共生のため、大規模な河川の切り替え等が幾度も行われ、現在の市街地が作られた。



5 大河と天北の深山

本町の標高は約20～700mで、渓畔林から針広混交林を経てハイマツ地帯まで、多様な植生の垂直分布を観察することが出来る。天塩川水系には北海道固有種や本町固有の亞種動物が生息する。

北見山地を横断する天塩川は急峻な崖を形成し、森と川が隣接する深谷景観をなしている。



6 中川の森と人の文化誌

本町の林業は、農民が冬季に伐採から搬出までを行ない、生計を補う貴重な収入源だった。輸入木材の台頭で本町の林業は徐々に衰退した。林業にちなんで丸太を押し合う丸太押し相撲やかつてのきこり技術を競う「きこり祭り」が継承されている。近年、移住してきた木工作家や木材コーディネーターの手によって良質な家具材等として流通させる仕組みが構築されつつある。



7 酪農と北限の畑作

本町の農業は明治29年の安平志内（現、安川）の入植から始まり、小麦やえん麦・馬鈴薯・亜麻・大豆・小豆・薄荷・除虫菊などが盛んに栽培された。大正11年に最北の水稻栽培が始まったが、昭和30年に上川管内の水稻耕作北限が美深に決定したことで稻作は衰退し、畑作、酪農へと転換していった。





8 薄荷の中川か中川の薄荷か

大正11年の北海タイムスに「薄荷の中川か、中川の薄荷か」と掲載されるほど、大正から昭和初期にかけて本町では薄荷蒸留産業が盛んだった。気候が栽培に適していることや薄荷製品は輸送が楽であったため山間の共和や板谷・大和を中心に栽培された。輸入薄荷や合成ハッカ油の台頭で価格が急激に下り、昭和30年代以降、衰退した。



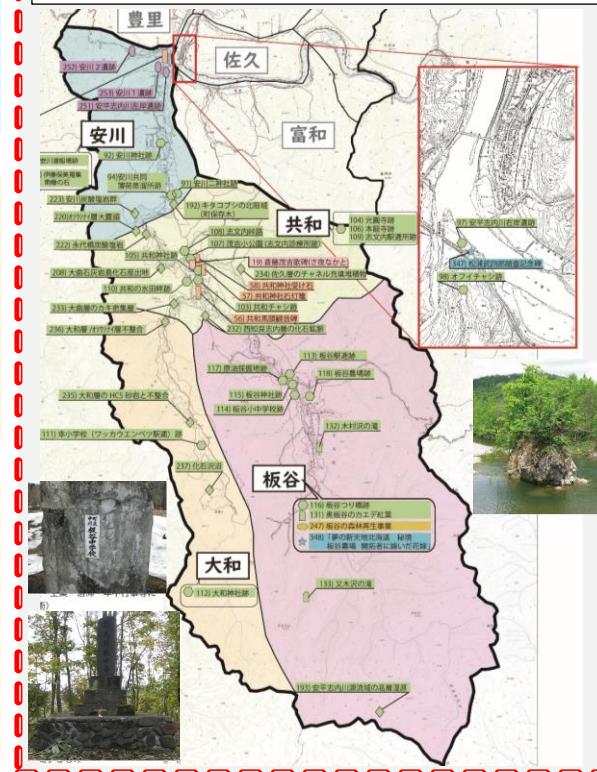
9 安平志内川流域の開拓と茂吉の足跡

御料地貸付から始まった本町の開拓は、安平志内川上流域の共和・板谷・大和地区へと進んでいった。歌人の斎藤茂吉は昭和7年に共和地区で拓殖医をしていた兄の守谷富太郎を訪ね、17年ぶりの再会を果たし、滞在中に57首の歌を詠んでおり、本町の当時の暮らしぶりを知る資料としても重要である。



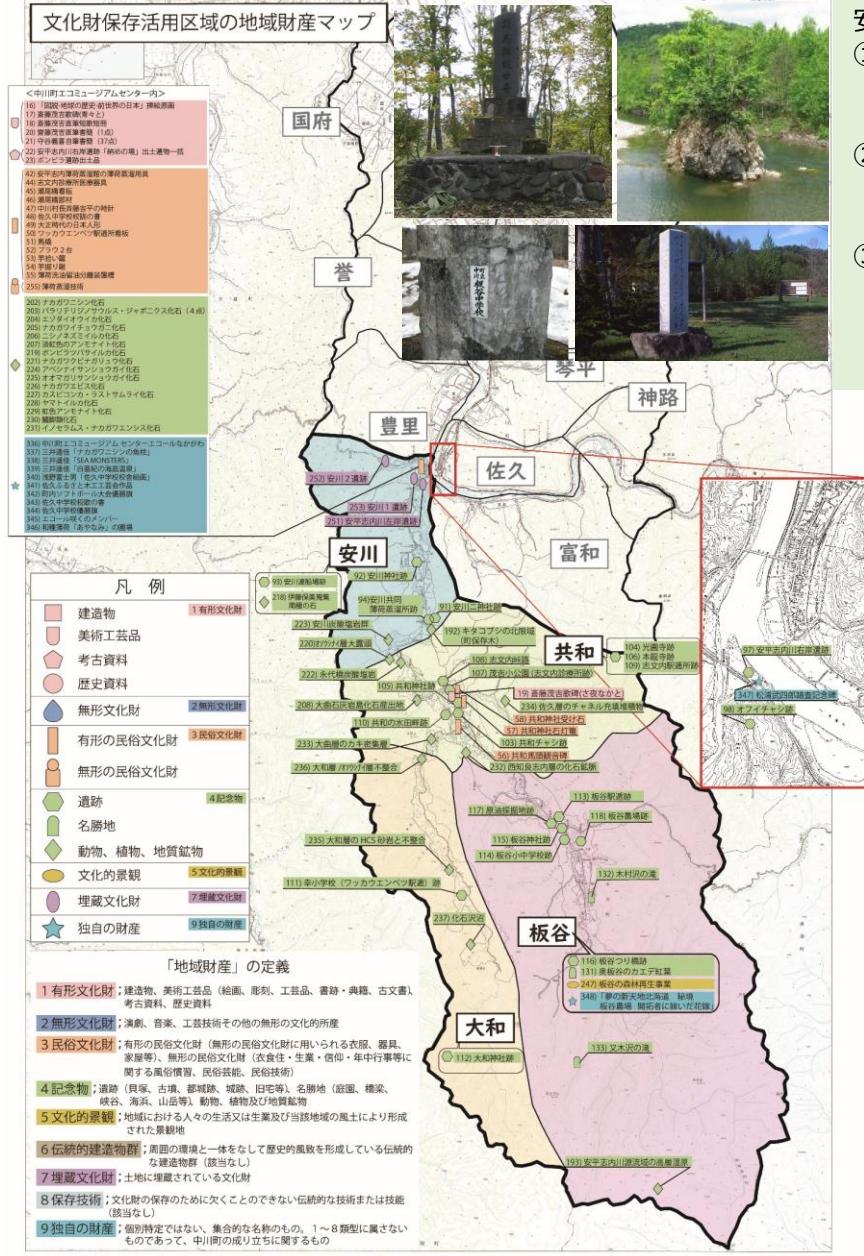
文化財保存活用区域【安平志内川流域】

本計画期間中に「優先的に措置を行う区域」という考え方で、“安平志内川流域”を「文化財保存活用区域」として設定した。



文化財保存活用区域【安平志内川流域】

文化財保存活用区域の地域財産マップ



安平志内川流域を「優先的に措置を行う区域」とする理由は、以下の3点です。

- ①本区域は、9つの関連文化財群のうち5つが関わる地域財産の集積地域で、文化財・地域財産を収蔵・紹介する中枢施設であるエコミュージアムセンターが本区域の入口にあたる北端に位置している。
- ②安川地区には8戸、共和地区は2戸のみが残り、板谷・大和地区は無人となっているうえ、高齢化が進んでいるため、聞き取り調査や地域財産の調査を早急に進める必要がある。
- ③安平志内川流域は、アドベンチャートラベルやエコモビリティー（サイクルツーリズム）、サイエンスツーリズム（森の学校など）事業などの主だったフィールドとして活用されており、地域財産の保存・活用に取り組むことで、これら事業の充実につなげられる。

区域に関する主な課題

- 周辺環境の整備が必要
 - 次世代への継承機会の不足
 - 地域財産の継続的な調査が必要
 - 地域財産のデジタル化による継承が不十分
 - エコミュージアムセンターの適正な維持・管理・運用の確立が必要

区域に関する主な方針

- 周辺環境の整備の推進
 - 地域財産の把握・調査の推進
 - 研究の推進

区域に関する主な措置

2-12 地域財産の表示や解説機能の整備

ICTを活用した多言語対応の解説機能の整備を行う。現地の地域財産については看板など建てずに携帯端末等で解説を見ること/聞くことができるよう整備を行う。

- 行政、専門、町民、
団体、ナカガワノソトガワ
 - R9~16



1-1 聞き取りおよび既存資料による地域財産の把握

北海道の調査による遺跡包蔵地以外にも中川町史第1巻には板谷地区での鎌の出土、共和地区のアイヌコタンの記載がある。それらの把握調査を実施する。

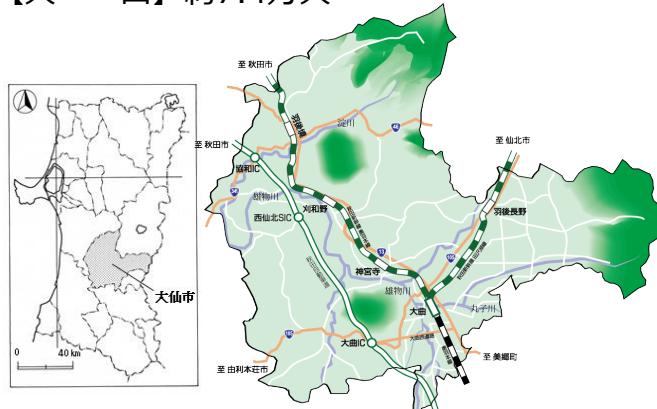
- 行政、専門、町民団体、ナカガワノントガワ
 - B7~16



01 中川町文化財保存活用地域計画（北海道）

02 大仙市文化財保存活用地域計画 【秋田県】

【計画期間】令和6～12年度（7年間）
 【面 積】866.77km²
 【人 口】約7.4万人



指定等文化財件数一覧

類型	国		県	市	合計
	指定	登録			
計	9	14	31	103	157
建造物	7	14	2	7	30
絵画	1	0	2	27	30
彫刻	0	0	6	11	17
工芸品	1 (うち国宝 1)	0	11	16	28
書跡・典籍	0	0	0	4	4
古文書	0	0	0	0	0
考古資料	0	0	8	11	19
歴史資料	0	0	2	27	29
無形文化財	0	0	0	1	1
計	1	1	3	27	32
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	1	0	14
	無形の民俗文化財	1	0	3	13
記念物	計	2	0	8	44
	遺跡	1	0	4	10
	名勝地	1	0	0	1
	動物・植物・地質鉱物	0	0	4	33
文化的景観	0				0
伝統的建造物群	0				0
合計	12 (うち国宝 1)	15	42	175	244

指定等文化財は244件
 未指定文化財は1,725件把握

歴史文化の特徴

(1) 古くから交通の要衝として発展した地域

本市域には羽州街道、生保内街道、白岩街道などが整備され、街道沿いには本陣や宿場が置かれ、往来する人によって物資や文化が持ち込まれた。雄物川沿いには舟着場が整備され、土埼湊へ物資を運び、帰りは北前船交易によって上方から仕入れた最新の文物を持ち帰った。



推進体制

所有者	文化財所有者及び関係者	行政	大仙市	観光文化スポーツ部文化財課
	無形民俗文化財の保護団体			庁内関連部局
市民 ・ 団体	市民 大曲商工会議所 大仙市商工会 (一社) 大仙市観光物産協会 文化財保護協会(各支部) ほたるの会・池田家顕彰会・(株)角間川 その他			大仙市文化財保護審議会 払田柵跡環境整備審議会 旧池田氏庭園保存整備審議会
国	文化庁			
県	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室 秋田県教育庁払田柵跡調査事務所 秋田県埋蔵文化財センター 秋田県立博物館 秋田県公文書館 秋田県立農業科学館			
専門家	秋田大学・秋田県立大学・国際教養大学 国立文化財機構文化財防災センター ・東京文化財研究所・奈良文化財研究所 その他の学識経験者			

(2) 広大な仙北平野がもたらす恵み

本市域は古くから稲作に適した土地柄で、発掘で確認された水田跡から稲作の起源を知ることができる。この米を用いて、江戸時代には酒造が始まられ、近代以降、多くの地主によって産業化された。また地主は経済や文化を牽引し、邸宅や庭園など様々な文化財を残した。



秋田県の銘柄米・あきたこまち

市内の各地域のどこかで毎月打ち上げられる花火は、本市の地域経済に恩恵をもたらしている。毎年夏の全国花火競技大会は「大曲といえば花火」と地域に根付いている。本市の花火の歴史は古く、江戸時代から雄物川舟運で栄えた大曲で、行事や祭りなどで盛んに打ち上げられていた。



全国花火競技大会「大曲の花火」

基本 理念	課題	方針	措置の例
	文化財をはじめとした地域資源を元の魅力ある資源を活かし、まちづくり	文化財の価値づけに関する調査が、地域や分野によって偏っている。 過去に調査を実施した文化財で、現況を把握できていないものがある。 文化財の価値づけに関する調査が、地域や分野によって偏っている。 等	1 地域の文化財を知る 無形文化財や民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の分野において、文化財の発見のため把握調査を推進する。 過去に調査が行われた文化財の現況の調査を行う。 価値づけが十分ではない文化財の調査研究を推進する。 等
	法令に基づく指定・登録等の保護措置がとられていない文化財がある。 文化財の価値を失わないよう、計画的かつ継続的に、適切な保存措置を講じる必要がある。 適切な保存のための環境整備ができない文化財がある。 文化財収蔵施設における文化財の保存のための環境整備が十分ではない。 き損や滅失に備えて、文化財の記録保存が必要である。 防災・防犯に取り組むための体制づくりが万全ではない。	2 地域の文化財を守る 調査研究の成果に基づき文化財指定や登録を行う。 文化財の計画的・継続的な保存のため、保存活用計画の策定や見直しを行う。 文化財の価値の保存・理解のための環境整備を実施する。 収蔵資料の価値の保存のため、適切な管理ができるよう必要な整備を行う。 デジタル技術による文化財の記録保存を実施する。 防災・防犯訓練等を実施し、所有者や市民など様々な主体が連携して対策に取り組む体制づくりを行う。	2-5 角間川・川のまち歴史交流の杜の保存及び環境整備 国登録有形文化財・旧本郷家住宅をはじめとした角間川・川のまち歴史交流の杜の保存及び環境整備を実施する。 ■行政、専門家、市民・団体、所有者 ■R6～12
	活用に関する施策が十分ではない文化財がある。 文化財に対する理解促進のため、学校教育や生涯学習において普及啓発を図る必要がある。 個々の文化財の活用が主であり、相互連携が十分ではない。 企画展示等のイベントなどに関する情報発信を強化しなければならない。	3 地域の文化財を活かす 地域の文化財を積極的に活用・公開する。 学校教育や生涯学習において文化財の普及啓発を図り、文化財への理解や認識を深める。 公開に供している主要な文化財をはじめとして見学周遊ルートを設定するなど、文化財の相互連携を図る。 広報誌や公式ウェブサイトなどの様々な媒体を活用し、イベントの実施を積極的に情報発信し、文化財の魅力の発信及び活用を進める。	3-2 国指定名勝・旧池田氏庭園の保存及び環境整備 適切な保存措置を講じるとともに環境整備を継続して実施し、公開活用を図る。 ■行政、専門家、市民・団体、所有者 ■R6～12
	所有者、市民・団体、専門家、行政など各取組団体それぞれの連携が不十分である。 文化財の保存・活用に取り組む民間団体への支援が不十分である。 文化財の調査研究及び保存・活用に必要な知識を持つ職員が不足している。 等	4 地域の文化財を支える 文化財の保存・活用に適かつ継続的に取り組むため、所有者、市民・団体、専門家、行政それぞれの連携強化を図る。 市内の文化財の調査研究、保存活用に取り組む団体の活動支援を行う。 専門職員の採用・配置に取り組み、既存職員は必要となる知識の習得に努める。 等	3-8 文化財見学・出前授業（講座）の実施 市教育委員会や地域住民などと連携し、総合学習・生涯学習等における文化財訪問・見学を実施する。 ■行政、専門家、市民・団体、所有者 ■R6～12
			4-3 民間団体の活動支援 文化財保護協会等民間団体の活動の発展のため、地域の文化財に関する情報提供や、情報共有の場の設置などを推進する。 ■行政、専門家、市民・団体、所有者 ■R6～12

03 山形市文化財保存活用地域計画【山形県】

【計画期間】

令和7～11年度

(5年間)

【面 積】 381.58km²

【人 口】 約24.0万人

【関連計画等】 日本遺産

「山寺・紅花文化」
(H30年度)

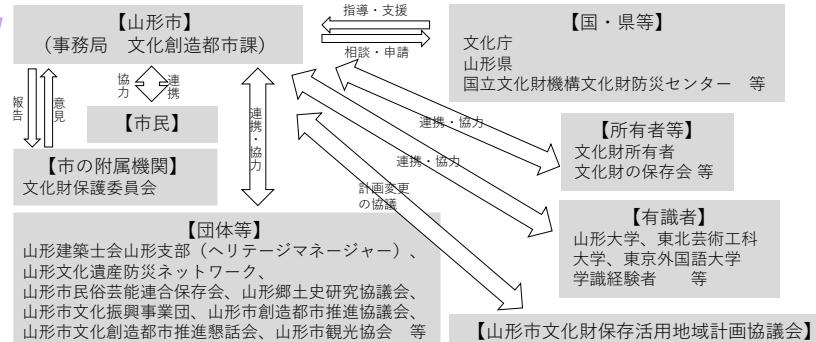


指定等文化財 件数一覧

類型		国指定等	県指定	市指定	国登録	計
有形文化財	建造物	8	6	8	18	40
	絵画	2	24	7	0	33
	書跡・典籍・古文書	3	8	9	0	20
	彫刻	4	15	26	0	45
	工芸品	1	11	7	0	19
	考古資料	2	5	10	0	17
	歴史資料	0	4	0	0	4
無形文化財		0	1	0	0	1
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	1	7	0	8
	無形の民俗文化財	0	2	7	0	9
記念物	遺跡	2	4	2	0	8
	名勝地	1	0	1	0	2
	動物・植物・地質鉱物	1	6	9	0	16
文化的景観		0	-	-	-	0
伝統的建造物群		0	-	-	-	0
指定等文化財 合計		24	88	93	18	223

指定等文化財は223件 未指定文化財は10,923件把握

推進体制



歴史文化の特性

1. 山形の自然と自然に適応した暮らし

東は蔵王連峰、西は白鷹山地に囲まれた山形盆地に本市は立地する。中部では馬見ヶ崎川や立谷川等が形成する扇状地に集落が発達し、東部や西部では豊かな自然環境が残されている。このような自然環境を巧みに利用しながら、先人たちは生活を営み、様々な痕跡を残してきた。

2. 南北列島文化の境界

山形盆地は、古墳が確認される日本海側内陸の北限である。中世に成立した大山荘や大曾根荘は、北限付近に位置する荘園である。また、最上義光が整備拡張した山形城から出土した多数の金箔瓦は、日本海側の北限の出土例である。このように、山形は南北列島文化の境界に位置していた。

3. 歴代藩主のまちづくり

延元元年（1356）に山形に入部した斯波兼頼により山形城が築城され、11代最上義光がそれを拡張し、城下町を整備した。元和8年（1622）に新たに藩主となった鳥居氏は、山形城を改修したほか、馬見ヶ崎川の流路を変更するとともに水利に供するため、山形五堰を築造した。幕末の最後の藩主である水野氏は、豊烈神社の打毬をもたらした。

4. 最上紅花と街道・舟運の交わるまち山形

江戸時代の山形の著名な特産品は紅花であった。その生産と流通の拠点として城下町山形は発展し、その潤いは周辺農村部にも及んだ。山形市内には、江戸まで通じる羽州街道の他、内陸から庄内に通じ出羽三山の参詣道でもあった六十里越街道、仙台へ通じる笹谷街道や二口街道、置賜へ通じる小滝街道や狐越街道が通り、山形城下町で交わっていた。また、船町は最上川舟運と通じる山形の唯一の外港として発展した。

5. 近代山形のはじまりと県都の形成

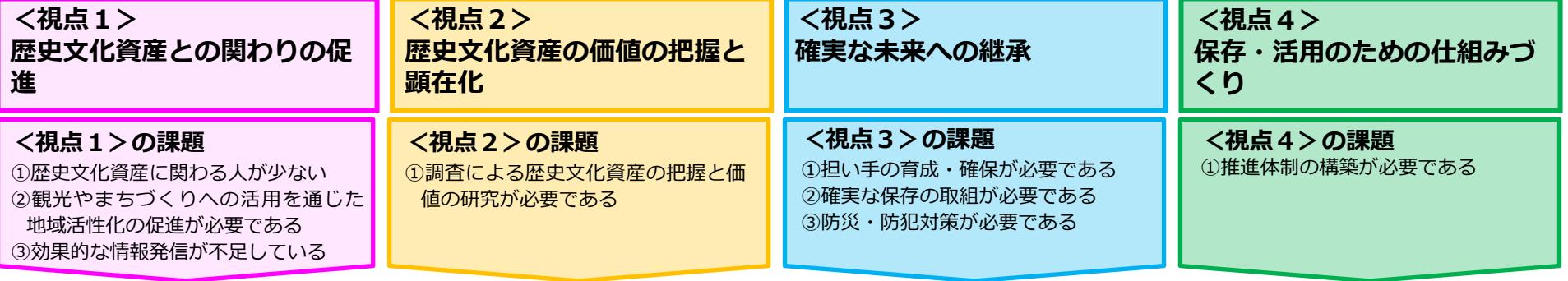
明治維新ののち、山形は幾多の地方制度の変遷を経た上で、明治9年（1876）に統一山形県の県都となった。初代県令の三島通庸はまちづくりの近代化を推し進め、県庁舎や官庁街を作った。その後、明治27年（1849）の市南大火、明治44年（1911）の市北大火で大きな被害を受けたものの、その後、耐火性に優れた建造物が多く建てられた。

6. 民間信仰—山と里の祈り—

蔵王や瀧山は神々が住む山として古代から信仰を集めた。東日本有数の山岳信仰の拠点である湯殿山を中心とする出羽三山に対する信仰も盛んで、それらの信仰を示す石碑が市内各地に残されている。立石寺などの古代に創建された寺院は、歴代の山形城主や江戸幕府から手厚く庇護され、多くの文化財を残している。

7. 先人の文化的創造

山形の先人は、多くの美術工芸品や文学作品などを残している。江戸時代の元禄年間に松尾芭蕉が山寺を訪れ、奥の細道を残した。また、当地出身の多くの俳人が知られている。江戸時代中期以降、郷土画家が活躍した。これらの芸術文化は現代まで受け継がれている。



【基本理念】歴史文化資産の保存・活用を通して目指す「人のつながり」と「持続可能性のあるまちづくり」

<視点1>の方針

「山形らしさ」を表現する歴史文化資産は本市の地域資産で、それらの保存・活用の取組を行うことにより、歴史文化資産に関わりを持つ人の増加に寄与する。

- ①歴史文化資産に関わる人の増加
- ②観光やまちづくりへの活用を通じた地域活性化の促進
- ③効果的な情報発信の促進

<視点2>の方針

未把握や未調査の歴史文化資産についてはその把握や調査に努め、総合的、一体的に保存・活用することを目的として、ストーリーや面的な区域を設定することにより価値を顕在化する。

- ①調査による歴史文化資産の把握と価値の研究の推進

<視点3>の方針

歴史文化資産は失われればその価値を復元することはできないことから、その価値が失われないよう、開発事業と保存のバランスを考慮しながら、適切な保存・継承や防災・防犯対策に努める。

- ①担い手の育成・確保
- ②確実な保存
- ③防災・防犯の強化

<視点4>の方針

歴史文化資産の保存・活用を推進するために、行政のほか、市民や文化財所有者、団体等、有識者が一体として取り組むための仕組みづくりに努める。

- ①推進体制の構築

【取組の例】

①「山形市歴史文化資産月間」の開催

市内に所在する歴史文化資産について、講座や現地説明会等を一定期間集中的に開催し、歴史文化資産の周知を図る。

- 市、団体等、所有者等、市民 ■R 7～11

②デジタルアーカイブ化の推進

デジタル化した文化財をデータベース化し検索を可能にすることで、研究や学習教材、観光等に活用できるようにする。

- 市、有識者 ■R 7～11

【取組の例】

㉚歴史文化資産の把握のための調査

時間の経過とともに所在が不明確になっている歴史文化資産や、未だ把握されていない美術工芸品や無形文化財等の分野の歴史文化資産の把握のための調査を実施する。

- 市、有識者、所有者等 ■R 7～11

㉚歴史文化資産台帳の整備

大学等で調査した情報を含めて一元化した歴史文化資産の台帳を整備し、時点修正しながら維持管理し、歴史文化資産の保存・活用のための基礎資料とする。

- 市、団体等、有識者 ■R 7～11

【取組の例】

㉘山形市指定文化財現況調査事業

市指定文化財の所在の確認のほか、保管及び管理の状況確認と課題の把握を定期的に実施するとともに、所有者に対し防災・防犯意識の醸成を図る。

- 市、有識者、団体等、所有者等 ■R 7～11

㉙文化財ハザードマップの作成

文化財に関するハザードマップを作成し、文化財の所有者等や関係団体と共有する。

- 市、有識者、所有者等 ■R 7～9

【取組の例】

㉛文化財保護委員会との連携

市の附属機関である文化財保護委員会に対して、文化財の指定・解除の諮問のほか、新たに本計画の進捗や自己評価等について毎年報告し、意見を聴取する。

- 市、有識者 ■R 7～11

㉛職員の知識・技術の向上

文化財を適切に保存・活用するためには、文化財の専門的な知識と技術が必要であることから、職員の専門性向上のための研修に参加する。

- 市 ■R 7～11

5つの関連文化財群と1つの文化財保存活用区域

■ 関連文化財群

本市固有の歴史文化の特性を分類・整理した上で、歴史文化の特性が複数関係を持つことにより、歴史文化資産が一定のまとまりとして捉えられ、ストーリーとして扱うことができるものを設定する。

ア 独自の景観と信仰の山 蔵王・瀧山

蔵王連峰は、樹氷や高山植物、温泉等により独自の景観が形成され、それが山への崇拜へつながり、修驗道が栄えた。瀧山も蔵王信仰を構成する一つで、麓に日本最古といわれる石鳥居が造立されている。



重要文化財「鳥居」

イ 山寺立石寺と庶民信仰

立石寺は、平安時代に円仁が創建したとされる天台宗の寺院である。山寺の岩肌は浸食により数多くの洞穴や奇岩が形成され、独自の景観が形成されたことから靈場として信仰を集めた。江戸時代には、松尾芭蕉が立ち寄っている。



山寺立石寺弥陀洞

ウ 最上義光と山形のまちづくり

最上義光は山形城を整備し、金箔瓦や石積みを導入するなど、近世城郭へ大規模に改修するとともに、城下町を整備し、商人町や職人町を形成した。また、寺社の保護にも力を入れ、立石寺堂宇等を再建した。



山形城出土金箔瓦

エ 街道・舟運が紡いだ山形の文化

山形は政治経済の中心拠点であったことから、様々な街道が山形城下町を中心に集まっている。また、領内の港である船町は、最上川水運や日本海海運で上方と繋がり、ひな人形などの上方文化を伝える文化財が今も残されている。



高瀬地区の紅花畑

オ 白鷹山地から山麓の独自の文化

須川より西側の地域は、河岸段丘や扇状地が狭い範囲に混在する独特的な自然環境を有している。古墳の築造や平安時代の大曾根荘、江戸時代中期以降の堀田家の飛び地領など、独自の政治的空間が形成された。



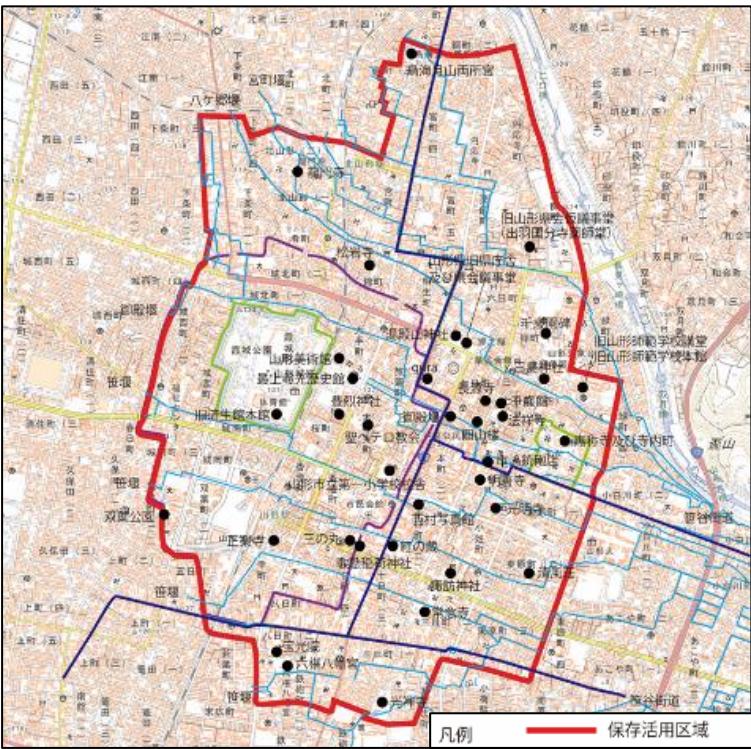
柏倉陣屋

■ 文化財保存活用区域

歴史文化資産が歴史的・文化的な意味を持つ特定の区域に集中しているものを設定する。

力 重層的な歴史を刻む中心市街地

中心市街地は、南北朝時代に斯波兼頼が山形城を築城して以来、政治、経済の中心であったことから、様々な時代の歴史文化資産が重層的に点在する。江戸時代は城下町として栄え、明治時代以降は官庁街という要素も加わり発展した。



凡例



旧済生館本館

Q 1 (第一小学校旧校舎)

概要

山形は出羽南部の政治経済の中心拠点であったことから、様々な街道が山形城下に集まっている。現在、これらの街道は道路整備や区画整理の影響で、当時の面影がほとんど失われているが、番所の跡や湯殿山塔や馬頭観世音塔などの石造物が各所に残されている。また、当時の姿を伝える絵画資料や古文書からも当時にぎわいの様子が伺える。

江戸時代初頭の最上義光の領国づくりの一環で、最上川の舟運が発達したことにより、日本海を通じて領内の経済や文化が全国規模で結びつくこととなった。山形市北西部の船町は、山形の唯一の外港として栄えた。特産物の紅花は大石田河岸まで陸送されるため船町を経由しなかつたが、酒田から山形行きの上方物資の大部分は、船町まで運ばれ荷揚げされた。上方からの物資は多岐にわたるが、その中にひな人形など上方文化を伝える文化財が今も残されている。

「街道・舟運が紡いだ山形の文化」に関する課題と方針

【課題】

- 構成する歴史文化資産を含めたストーリー全体を周知する必要がある。
- ストーリーや構成する歴史文化資産について、観光等への活用を進めていく必要がある。

【方針】

様々な街道が山形城及び城下町に集まっていることや、舟運を通じて上方文化と繋がっていることを示す歴史文化資産が多数あることを含めたストーリー全体について、広く情報発信し認知度の向上を図る。

また、それらのストーリーや構成する歴史文化資産を観光等に活かす。

「街道・舟運が紡いだ山形の文化」に関する主な取組

⑧2ストーリーに関する学習機会の創出

関連文化財群の内容を深く知るために講座や現地説明会等を開催する。

■市、市民

■R 7~11

⑧3 街道、舟運とその文化を体感する現地見学ツアー

主要な街道や周辺の歴史文化資産を体感することができる現地見学ツアーを実施する。

■市、団体等、有識者、市民 ■R 7~11

「街道・舟運が紡いだ山形の文化」の構成する歴史文化資産



干花作り（紅花図屏風より）



狐越街道

04 宇都宮市文化財保存活用地域計画【栃木県】

概要

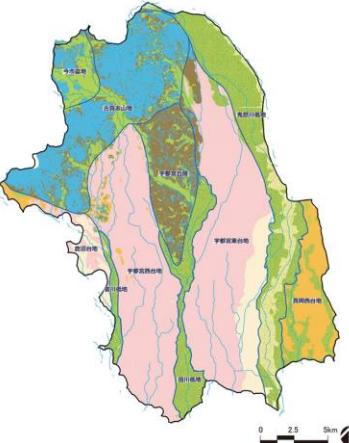
【計画期間】令和7～12年度
(6年間)

【面 積】416.85Km²

【人 口】約51.2万人

【関連制度】日本遺産

「地下迷宮の秘密を探る旅
大谷石文化が息づくまち
宇都宮」(H30年度)



推進体制

宇都宮市文化都市推進課を中心に、市内外の様々な主体と連携しながら保存・活用を推進。

行政（文化財担当課、 庁内関係課）	宇都宮市、栃木県等
専門（有識者、大学等 の専門機関）	宇都宮市文化財保護審議委員会
団体（民間団体、各種 団体、協議会、企業、 学校等）	宇都宮市大谷石文化推進協議会、 宇都宮市歴史文化資源活用推進 協議会 等
市民	市民

歴史文化の特性

<1>今も昔も住みやすい関東平野の里山都市 うつのみや

南北に流れる川に挟まれた安定した台地上に、4万年前から人が住み始め、現在は北関東最大の都市になった。

<2>文武に秀でた宇都宮氏の本拠地 うつのみや

鎌倉幕府の樹立や百人一首の成立に貢献した宇都宮氏とその家臣が本拠とした。

<3>2つの街道の追分、水運の鬼怒川 人・物・情報の交流拠点 うつのみや

近世には日光道中・奥州道中の追分の地となり、鬼怒川沿いに水上輸送のための河岸がつくられた。他の時代においても、街道、河川、鉄道を通じて、人・物・情報が行き交った。

<4>古代から現代まで 大谷石がつくり繋いだ石のまち うつのみや

加工がしやすい大谷石を使用し、古代には竪穴住居や磨崖仏、近世には宇都宮城や二荒山神社、近代には旧帝国ホテル等がつくられた。

<5>古代国家を支えた下毛野氏基盤の地 うつのみや

5世紀に下毛野国造に任せられ、大宝律令の作成にも携わった下毛野氏は、本市が位置していた古代の河内郡を基盤としており、5世紀に築かれた 笹塚古墳との関係が想像される。

<6>徳川将軍も泊まった華やかな城下町 うつのみや

本多正純が整備した城下町には様々な業種の人々が集積し、二荒山神社の菊水祭付祭では各町から屋台や山車が繰り出し、宇都宮城は将軍が日光社参をする際の宿泊に使用された。

<7>二度の戦災をたくましく生き抜いたまち うつのみや

1868年の戊辰戦争と1945年の太平洋戦争時の空襲で市街地がそれぞれ焼失し、大きな被害を受けたが、復興が進められた。

<8>農村に生きた人々が築いた文化豊かな田園の地 うつのみや

田園地帯では、風雨順調・五穀豊穣を願って、獅子舞や天祭、彫刻屋台が繰り出す祭り等の伝統行事が行われてきた。

指定等文化財件数一覧

類型	国指定・選定	県指定	市指定	国登録	市認定	計
有形文化財	建造物	2	2	11	17	44
	美術工芸品（絵画）	0	37	116	0	153
	美術工芸品（彫刻）	2	9	33	0	44
	美術工芸品（工芸品）	1	44	28	0	73
	美術工芸品（書跡）	0	3	5	0	8
	美術工芸品（典籍）	0	0	1	0	1
	美術工芸品（古文書）	0	0	2	0	2
	美術工芸品（考古資料）	3	6	19	0	28
	美術工芸品（歴史資料）	0	0	27	0	27
無形文化財	0	0	10	0	—	10
民俗文化財	有形の民俗文化財	1	2	19	0	22
	無形の民俗文化財	0	1	2	0	3
記念物	遺跡	4	7	21	0	32
	名勝地	1	0	0	1	2
	動物・植物・地質鉱物	0	7	29	0	36
文化的景観	1	—	—	—	—	1
伝統的建造物群	0	—	—	—	—	0
合 計	15	118	323	18	12	486

指定等文化財は、486件

未指定文化財は、974件把握

宇都宮市の文化財の保存・活用の課題・方針・措置

基本理念 基本方針

みんなでつなぐ
郷土の歴史を理解し、誇りをもつて守り・活かし、みんなの力で未来につなごう

基本方針1

課題

課題1 継続的な調査・研究が必要

- 書跡・典籍、古文書、歴史資料等の美術工芸品の調査が不足している 等

歴史文化資源の価値を調べる、
引き出す、守り伝える

課題2 文化財指定・登録・認定制度の運用による保存・継承が必要

- 歴史文化資源の価値を調査し、指定等文化財を増やしていくとともに、未指定の文化財についても、宇都宮市民遺産として認定し、保存・継承していくことが必要 等

基本方針2

歴史文化の魅力を学ぶ、
知る、地域振興に活かす

基本方針3 保存・活用の
多様な主体の
参画を促進する

課題3 適正な保存管理環境の整備が必要

- 市内に散在する古文書等は、デジタル技術を用いて保存管理し、後世に残すことが必要 等

課題4 防災・防犯対策が必要

- 防災に関しては、歴史文化資源の被災を未然に防ぐための対策が必要 等

課題5 学ぶ機会の充実が必要

- 本市の歴史文化資源の価値や魅力を、小中学生や市民が分かりやすく知り・学び・体験できるよう、次世代の郷土愛を醸成する機会を創出することが必要 等

課題6 公開促進及び魅力発信が必要

- 歴史文化資源に関する情報を適切な時期に広く周知するため、SNSなどを活用した幅広い媒体による情報発信が必要
- 歴史文化資源についてより深く知り、身近に感じるためのイベントの実施や環境整備が必要 等

課題7 地域振興等での活用が必要

- 歴史文化資源を観光資源とした積極的なまちづくりへの活用等が必要 等

課題8 保存・活用体制の構築が必要

- 後継者の育成支援や連携協力により、歴史文化資源の保存・活用に関わる団体や事業者の活動を活発化させ、歴史文化資源を地域の中で守るために環境づくりを行うことが必要

方針

方針1 調査・研究の充実

- 調査が不足している古文書や歴史資料等の有形文化財をはじめとする歴史文化資源の把握調査等を継続的に推進する 等

方針2 文化財指定・登録・認定制度の適正な運用

- 宇都宮市民遺産制度について、個々の歴史文化資源の特性に合わせて適正な制度の運用を図り、登録等を推進する 等

方針3 適正な保存管理環境の整備

- 古文書や映像等の記録については、デジタル化による保存に取り組む 等

方針4 防災・防犯対策の推進

- 文化庁のガイドライン等を参考に、本市所在の指定文化財の管理状況を確認する予防査察を推進するとともに消防と連携して防火防災訓練を実施する 等

方針5 学校教育・生涯学習と連携した学ぶ機会の拡大

- 小中学生に対しては、地域の学校等と連携した歴史文化資源を学ぶ機会や環境の充実を図る 等

方針6 公開促進及び魅力発信の強化

- ホームページやSNS、広報紙、施設企画展によって、本市の歴史文化資源の特色及び魅力を伝える、タイムリーで分かりやすい情報発信を推進する 等

方針7 地域振興等での活用の推進

- ライトラインと飛山城史跡公園や周辺の歴史文化資源とを一体的にプロモーションすることにより、観光振興につながる取組を推進する
- 日本遺産をはじめとする歴史文化資源の発信を観光やまちづくり分野と連携することにより、地域振興につながる取組を推進する 等

方針8 多様な主体が関わる推進体制の構築

- 歴史文化資源の保存・活用に関わる団体の活動や後継者育成に向けた取組を、助言や助成などにより継続的に支援し、関係団体との協働を推進する
- ボランティア人材への適切な情報提供や普及啓発に資する活動への支援の充実を図る

主な措置

(太字は取組主体)

2-2 宇都宮市民遺産制度の運用

- 行政/専門家/団体/市民 ■ R7~12

指定等文化財・未指定文化財を問わず、地域で大切に受け継がれている歴史文化資源を市民遺産「みや遺産」として認定し、助言等の支援を行う。



▲現地意見聴取の様子



▲宇都宮市民遺産会議の様子

5-4 宮っ子伝統文化体験教室

- 行政/団体 ■ R7~12

宇都宮伝統文化連絡協議会と連携し、児童生徒を対象に伝統文化の体験教室を実施する。



▲黄ぶなの
絵付け体験



▲獅子舞体験

8-1 宇都宮市大谷石文化推進協議会の運営

- 行政/団体 ■ R7~12

日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅 大谷石文化が息づくまち宇都宮」を観光や歴史文化の理解促進などに活かし、地域活性化に取り組む。



▲大谷石文化講座



▲日本遺産「大谷石文化」ガイド講座

歴史文化保存活用エリア

大谷エリア

市の北西部の大谷地域を範囲とし、大谷石文化を伝えるエリアである。大谷石は、縄文時代から洞穴が住居や墓地として利用されており、江戸時代には産地が形成され、明治・大正時代から昭和にかけて需要が大きく伸び、採石産業が発展した。戦国時代末期には、宇都宮氏が小田原北条氏に対抗するための本拠として、関東最大級の山城である多気城を建築した。2018（平成30）年5月には、採石場や石造建造物、多気城跡などを構成文化財として、日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅 大谷石文化が息づくまち宇都宮」が認定された。また、宇都宮市景観計画では、市全域を景観計画区域としており、2024（令和6）年度には重要文化的景観「大谷の奇岩群と採石産業の文化的景観」が選定された。

大谷資料館（カネイリヤマ採石場跡地）▶



市街地中心部エリア

宇都宮丘陵の突端に発展してきた市街地中心部を範囲とし、宇都宮城下の歴史を伝えるエリアである。中世以降、宇都宮氏の支配の下、二荒山神社と宇都宮城が発展してきた。近世には、本多正純により宇都宮城下が整備され、將軍が日光社参をする際の御成御殿も設けられる等、城下町として繁栄した。近代には、太平洋戦争で市街地が空襲を受けたが、全国でも早く土地区画整理を始め、復興を遂げた。2007（平成19）年には、宇都宮城の本丸跡を一部復元整備した宇都宮城址公園が開館した。



▲紙本淡彩県庁新設祝賀之図

街道沿いエリア

日光街道・奥州街道と、宿場町として栄えた雀宮宿、白沢宿、徳次郎宿を含み、街道や宿場町の歴史を伝えるエリアである。中世には鎌倉と奥州を結ぶ奥大道、近世には江戸を起点とした五街道のうちの日光道中・奥州道中の追分の地となり、日光道中の雀宮宿や白沢宿、徳次郎宿では、多くの人と物が行き交った。



▲『日光道中分間延絵図』
5巻之内4宇都宮宿

北部山地エリア

羽黒山・高館山・本山などの北部山地を背景に、農村の伝統文化が培われ、それを今に伝えるエリアである。特に北部を中心に行われている獅子舞は、「悪疫退散」や「家内安全」、「風雨順調」を願って行われ、北部を中心に同じ流派が継承されており、伝承では古代から行われていたともされる。「風雨順調」や「五穀豊穣」等を祈願する天祭では、天棚を設置し、念仏を唱えながらその周囲を回るが、これは江戸時代後期に盛んとなった。日光東照宮をはじめとする二社一寺との繋がりも強く、祭礼付祭屋台等も残っている。



▲上横倉の獅子舞

宇都宮丘陵エリア

宇都宮丘陵上に位置し、古墳時代後期に宇都宮南部から北部丘陵上へ浸透していった古墳文化を良好に伝えるエリアである。

古墳・遺跡を結んで散策路が整備され「まほろばの道」と名付けられた。「まほろばの道」は、地域の人々が歴史文化に接するきっかけづくりや、ウォーキングコースに利用されており、2004（平成16）年には、国土交通省後援による「美しい日本の歩きたくなるみち500選」の1つに選ばれている。

鬼怒川沿いエリア

市内で一番大きな川である鬼怒川沿いに発展してきた、水運の歴史を伝えるエリアである。中世には、宇都宮氏の重臣であった芳賀氏が鬼怒川沿いに飛山城を築いた。近世には河岸が発達し、年貢米を水上輸送する等、重要な役割を果たした。飛山城跡は1977（昭和52）年に国指定され、2017（平成29）年に飛山城史跡公園が開園した。現在はNPO法人飛山城跡愛護会が指定管理団体となっている。



▲鬼怒川

姿川・田川南部エリア

姿川、田川、鬼怒川に挟まれた台地上に位置し、原始・古代から人が住み続け、下毛野氏が基盤とした河内郡の役所（上神主・茂原官衙遺跡）が置かれる等、古代の政治の拠点となった歴史を伝えるエリアである。1991（平成3）年には、うつのみや遺跡の広場が開園した。縄文時代前期の根古谷台遺跡を中心に周辺を公園として整備しており、2006（平成18）年より西山文化財愛護会が指定管理者となっている。



▲上神主・茂原官衙遺跡

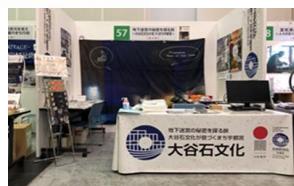
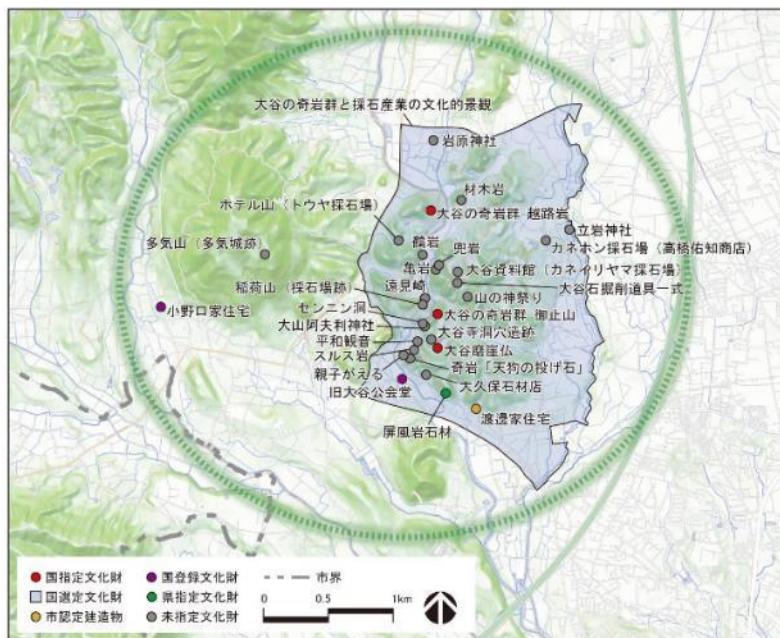
宇都宮市で設定した歴史文化保存活用エリアの例

歴史文化保存活用区域：大谷エリア

市の北西部の大谷地域を範囲とし、大谷石文化を伝えるエリアである。

大谷石は、縄文時代から洞穴が住居や墓地として利用されており、江戸時代には産地が形成され、明治・大正時代から昭和にかけて需要が大きく伸び、採石産業が発展した。戦国時代末期には、宇都宮氏が小田原北条氏に対抗するための本拠として、関東最大級の山城である多気城を建築した。

2018（平成30）年5月には、採石場や石造建造物、多気城跡などを構成文化財として、日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅 大谷石文化が息づくまち宇都宮」が認定された。また、宇都宮市景観計画では市全域を景観計画区域としており、2024（令和6）年度には国重要文化的景観として「大谷の奇岩群と採石産業の文化的景観」が選定された。



▲日本遺産フェスティバルにおける周知活動



▲大谷の奇岩群と採石産業の文化的景観選定範囲の一部

一課題一

- エリア内の御止山や力ネホン採石場などの重要な構成要素の一体的な保存・活用を図る必要がある
- 多気城跡についても、宇都宮氏の歴史を後世に伝えるための保存・活用を行う必要がある等

一方針一

- 日本遺産のストーリーや重要文化的景観に係る保存活用計画を踏まえ、各要素の一体的な保存・活用を推進し、大谷石の文化に対する価値認識を共有等

一主な措置一

(太字は取組主体)

2-1 日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅 大谷石文化が息づくまち宇都宮」に関連する取組

- 行政/専門家/団体/市民
- R7~12

宇都宮市大谷石文化推進協議会と連携し、日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅 大谷石文化が息づくまち宇都宮」のストーリーの普及と構成文化財の活用を推進する。

2-2 重要文化的景観「大谷の奇岩群と採石産業の文化的景観」の保存・活用

- 行政/専門家/団体/市民
- R7~12

自然と人間との相互作用によって生み出された「大谷の奇岩群と採石産業の文化的景観」を将来的に守り伝えるため、重要な構成要素の保存・活用を推進する。

05 館林市文化財保存活用地域計画 【群馬県】

概要

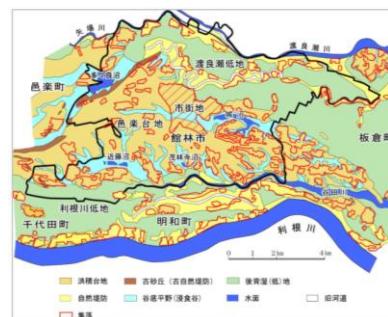
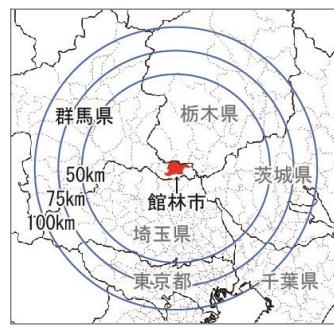
【計画期間】

令和7~16年度(10年間)

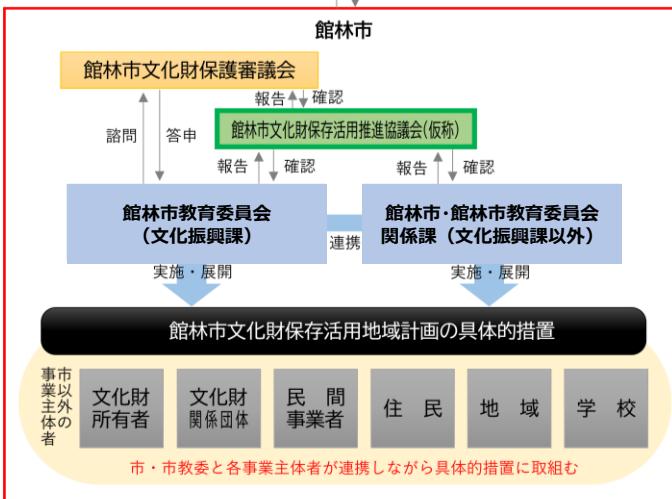
【面 積】 60.97km²

【人 口】 約7.4万人

【関連計画等】 日本遺産「里沼(SATO-NUMA)-『祈り』『実り』『守り』の沼が磨き上げた館林の沼辺文化-」(R元年度)



推進体制



指定等文化財件数一覧

類型		国指定・選定	県指定	市指定	国登録	県登録	合計
有形文化財	建造物	0	1	2	8	0	11
	絵画	0	0	9	0	0	9
	彫刻	0	0	0	0	0	0
	工芸品	0	2	4	0	0	6
	書跡・典籍	0	1	7	0	0	8
	古文書	0	0	0	0	0	0
	考古資料	0	2	1	0	0	3
無形文化財	歴史資料	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	1	0	0	1
	無形の民俗文化財	0	0	2	0	0	2
記念物	遺跡	0	2	11	0	0	13
	名勝地	1	0	0	0	0	1
	動物・植物・地質鉱物	0	2	1	0	0	3
文化的景観		0	-	-	-	-	0
伝統的建造物群		0	-	-	-	-	0
合計		1	10	38	8	0	57

指定等文化財は57件、
未指定文化財は655件把握

歴史文化の特性

①水辺と台地が育む風土

水辺や台地など地形的要素から恩恵を享受する本市の生活文化。特に市内にある5つの沼との共生により、「里沼」の息づく重厚な歴史文化が育まれてきた。

②「境目」の地域の交通と交流

周辺に往来を阻む山がなく古代から絶えない「境目」地域の交流。交通を基軸として境界を自由に行き来する独特な生活・文化圏が形成されてきた。

③館林城と城下町

中世期の築城以後、近世期に発展を遂げた館林城とその城下町。地域の政治や経済、文化の拠点として文化財や建造物のほか、生業や年中行事、習俗祭礼などが現代まで受け継がれてきた。

④近郊都市文化の発展と賑わい

明治期の鉄道開通を起点とする近代産業の発展とまちの近代化。地域の豊かな自然・芸術と融合した、「東京近郊」の都市文化が発展し、まちに賑わいを生んできた。

⑤館林の名所・名産品

つづじ古木群がある「躑躅ヶ岡」や「分福茶釜」伝説の「茂林寺」を中心に一大行楽地として成長。「里沼文化」を活かした「うどん」や「麦落雁」に代表される名産品が創出され、おもてなしに花を添えた。

■ 文化財の保存・活用の課題・方針・措置

具体的な措置については、計画期間（10年）を、**前期（令和7～9年度(2025-2027)）、中期（令和10～13年度(2028-2031)）、後期（令和14～16年度(2032-2034)）**として三つの期間に分け、計画期間で行う事業の着実な推進に努める。

区分	分野	課題	方針	措置の例
1 保存	(A)調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ■埋蔵文化財保護の基礎資料である遺跡台帳や既往調査履歴の更新が不十分で現況が反映されていない。また民間開発の照会に際して府内関係部署のもつデータとの連動が図れていない。 ■市や県など行政による調査が主体のため、文化財の価値や魅力を掘り起こすための調査に地域住民が携わる機会がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①埋蔵文化財遺跡台帳や既往調査履歴更新と地理情報システム(GIS)導入 ⑤地域住民との協働調査の実施 等、全8項目 	⑥地域寺社関連物調査ワークショップ事業 住民参加型ワークショップとして、地域の寺社関連物(建築物・工作物・石碑等)を調査し、地域の歴史文化を再発見する。 [*年度毎に地区を変えて継続実施] ■市(文化振興課・生涯学習課)・関係団体・住民・地域 ■R7～16
3 は 1 と 2 の 両 方 に 関 わ る	(B)保存・管理	<ul style="list-style-type: none"> ■指定・登録文化財の修繕や環境整備に一部支援や補助制度が設けられているが、現行制度でカバーしきれないものがあるため、今後の制度運用や未指定・未登録文化財への支援拡充などについて検討する必要が生じている。 ■災害に被災した文化財の避難先や、一時保管や保存処置など、レスキューのための作業場所が準備されておらず、万一の際の対応が取れない恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ③現行の市指定文化財制度の見直し ⑫被災文化財避難先リストの作成 等、全13項目 	⑧館林市登録文化財制度の検討 市登録文化財制度の新設を検討し、「里沼」関連文化財を中心に登録を行いながら、地域住民が主体となった保存・管理の展開を図る。 ■市(文化振興課) ■R7～16
2 活 用	(C)活用・普及	<ul style="list-style-type: none"> ■文化財に指定・登録されているものの、日常的な公開を行っていないため、訪れた人が見学する機会がなく、それぞれの文化財のもつ価値や魅力が適切に伝わっていない。 ■文化財そのものや文化財公開・活用施設における、解説サイン・パンフレットが多言語化やユニバーサルデザインなどに対応していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧文化財を見学できる機会の創出 ⑩文化財の多言語化・ユニバーサル化推進 等、全16項目 	⑨市内文化財一斉公開事業の創設 民有の指定・登録文化財所有者や文化財・ガイドボランティアの協力を得ながら、市内にある文化財を年1回程度、一斉に特別公開する機会を創設し、各々の文化財の持つ価値や魅力を伝える。 ■市(文化振興課)・群馬県・所有者・関係団体・民間事業者・住民・地域・学校 ■R10～16
3 保 存 ・ 活 用 の 実 践	(D)ひとづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■文化財所有者や関係者、地域活動者などが必要としている支援・サポートが把握できておらず、協働した保存・活用が実践できていない。 ■文化財ボランティアの会員が高齢化しており年々活動者が減少している。また活動の中心が「武鷹館」運営などであり、活動範囲も狭まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥地域活動者等と協働した保存・活用の実践 ⑦文化財ボランティア活動者の支援・強化 等、全8項目 	⑩文化財センター制度の導入 文化財ボランティアの高齢化・活動者減少、活動場所の固定化に対処するため、様々なスキルを持った人々が緩やかに集い・活動できるセンター制度の導入を進める。 ■市(文化振興課)・所有者・関係団体・住民 ■R10～16
	(E)まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■国指定名勝「躑躅ヶ岡」の持つ歴史文化や魅力を伝えるための情報発信や施設整備等が不足している。 ■中心市街地をはじめ市内にある歴史的建造物について、空き家化や再開発に伴う取り壊しの動きが見られ、町並み景観保全や観光資源としての活用と併せた対策をとる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ③国指定名勝「躑躅ヶ岡」周辺の再整備の推進 ⑤歴史的建造物の保存整備事業の推進 等、全7項目 	⑪旧二業見番組合事務所改修・活用事業 旧二業見番組合事務所の歴史や建物の価値を維持した改修・耐震補強を行うとともに、地域コミュニティセンターや観光拠点機能を持たせた整備を図り、館林駅東・旧城下町エリアのにぎわい醸成の中核とする。 ■市(文化振興課・関係課)・群馬県・関係団体・民間事業者・住民・地域 ■R7～16

重点プロジェクトと文化財保存活用区域

本計画の重点プロジェクトに位置付けた「①日本遺産「里沼」の推進」と「②旧二業見番の改修・活用」に合わせてそれぞれ(A)沿辺遺産区域、(B)里沼のもてなし文化区域の二つの文化財保存活用区域を設定する。(A)沿辺遺産区域は、茂林寺沼エリア、多々良沼エリア、城沼エリアの市内3か所、(B)里沼のもてなし文化区域は、館林駅東・旧城下町エリアが対象である。

重点プロジェクト(文化財保存活用区域)	具体的エリア
①日本遺産「里沼」の推進 (A)沿辺遺産区域	・茂林寺沼エリア ・多々良沼エリア ・城沼エリア
②旧二業見番の改修・活用 (B)里沼のもてなし文化区域	・館林駅東・旧城下町エリア

文化財保存活用区域
(A)沿辺遺産区域
《多々良沼エリア》



多々良沼 大谷休泊の墓

----- 多々良沼エリア -----



市内の西にあり、「大谷休泊の墓」などの文化財や群馬県立多々良沼公園や群馬県立館林美術館などがある。周囲約5キロメートルの多々良沼があり、沼の東側には内陸古砂丘と呼ばれる松林がある。エリアの北方には東武伊勢崎線が東西に走り、多々良駅も近い。地域の人々の生業や産業とつながりのある文化財が多いことから、日本遺産「里沼」ストーリーでは、「実りの沼」と位置付けている。

《成果指標》 県立多々良沼公園への来訪者数
【令和3年度(2021)】約70万人 ➔ 【令和16年度(2034)】約85万人

文化財保存活用区域
(A)沿辺遺産区域
《茂林寺沼エリア》



茂林寺沼及び
低地湿原

貴重な動植物
(カキツバタ)

----- 茂林寺沼エリア -----



市内の南にあり、「分福茶釜」で有名な茂林寺がある。茂林寺に隣接して周囲約1キロメートルの茂林寺沼があり、周辺には低地湿原が広がっている。エリアの西方には東武伊勢崎線が南北に走り、茂林寺前駅も置かれている。地域の人々の信仰を伝える文化財が多いことから、日本遺産「里沼」ストーリーでは、「祈りの沼」と位置付けている。

《成果指標》 地域活動者による温原健全化活動へのコスト転換率
【令和6年度(2024)】約3% ➔ 【令和16年度(2034)】約10%

文化財保存活用区域
(A)沿辺遺産区域 《城沼エリア》



城沼 勝原康政の墓
(善導寺)

----- 城沼エリア -----



市内の東にあり、国指定名勝「蹴躑ヶ岡」や市指定史跡「館林城跡」、館林市立資料館、田山花袋記念文学館などの公共施設がある。周囲約4キロメートルの城沼がある。エリアの周辺には館林城や歴代城主との関連がある「尾曳稻荷神社」や「善導寺」、「善長寺」などの寺社仏閣がある。近世期の館林城築城や歴代城主とつながりのある文化財が多いことから、日本遺産「里沼」ストーリーでは、「守りの沼」と位置付けている。

《成果指標》 文化財関連施設の年間入館者数
【令和4年度(2022)】24,203人 ➔ 【令和16年度(2034)】35,000人

文化財保存活用区域
(B)里沼のもてなし文化区域
《館林駅東・旧城下町エリア》



分福酒造店舗
(毛塙記念館) 旧館林藩士住宅
(武鷹館)

----- 館林駅東・旧城下町エリア -----



市内のほぼ中央部にあり、国登録有形文化財「分福酒造店舗」や「旧館林二業見番組合事務所」などがある。エリア東側の館林市役所付近まで歴史的建造物が点在しており「歴史の小径」と呼ばれている。日本遺産「里沼」ストーリーでは、鉄道開通に伴うまちの近代化や工業化により賑わいが生まれ、「里沼」につながる地域特性は、来訪者へのおもてなし文化として花開いたことから「里沼のもてなし文化」エリアと位置付けている。

《成果指標》 館林駅東・旧城下町エリアの総人口数
【令和7年度(2025)】14,689人(推計) ➔ 【令和17年度(2035)】14,700人

文化財保存活用区域 (A)沼辺遺産エリア《城沼エリア》

市内の東にあり、国指定名勝「躑躅ヶ岡」や市指定史跡「館林城跡」、館林市立資料館、田山花袋記念文学館などの公共施設がある。周囲約4キロメートルの城沼がある。エリアの周辺には館林城や歴代城主との関連がある「尾曳稻荷神社」や「善導寺」、「善長寺」などの寺社仏閣がある。近世期の館林城築城や歴代城主とつながりのある文化財が多いことから、日本遺産「里沼」ストーリーでは、「守りの沼」と位置付けている。

《課題》

- 国指定名勝「躑躅ヶ岡」保存管理計画改定に取組み、推定樹齢800年を超えるつづじ古木群や城沼対岸からの眺望を含めた周辺景観保護だけでなく、さらなる魅力向上を目指し、周辺を含め来訪者利便施設の改修・整備などを位置付けていく必要がある。
- また、「つづじ映像学習館」における「つづじ」、日本遺産「里沼」を含めた展示機能の維持向上に努めるほか、歴史的建造物である「旧秋元別邸」を活用した本市の歴史文化的PRも強化する必要がある。
- 館林市立資料館(第一資料館・第二資料館)、田山花袋記念文学館、向井千秋記念子ども科学館等の見学施設については、維持改修を行なながら引き続き魅力ある展示や企画の実施に取組む必要がある。収蔵スペースや適切な資料保存管理のための設備・機能の導入については、市で検討している施設集約・複合化やコンパクトシティの動向と連動しながら、検討を進めていく一方で、資料の保存・管理にあたっては、計画的な受け入れをするため「コレクションマネジメント規定」を設定しながら、資料の収蔵可否だけでなく中・長期的な収蔵物管理・収蔵庫スペースの確保・コントロールも行っていく必要がある。
- さらには館林城跡に関する維持管理は、予算確保に注力しつつ、地域活動者のマンパワーや一部作業をボランティアに委託するアダプト制度等も活用しながら、適切な管理に努める。往時の歴史的風情や本市の歴史文化の魅力が体感できるような再整備について検討する。

- 方針1 国指定名勝「躑躅ヶ岡」保存管理計画改定及び周辺整備推進
方針2 館林市立資料館・田山花袋記念文学館における企画展・講座等開催
方針3 文化財保存・展示施設再整備の検討
方針4 館林城跡の適切管理と魅力向上整備強化



館林城跡・三の丸土橋門

城沼北岸からのつづじが岡

館林城跡本丸土壁

第二資料館でのコンサート



■主な文化財・歴史文化資源

- ・躑躅ヶ岡(ツツジ) (名勝/国指定)
- ・善長寺 (建造物/未指定)
- ・柿原康政の墓附同画像 (史跡/県指定)
- ・旧上毛モスリン事務所 (重要文化財/県指定)
- ・尾曳稻荷神社 (建造物/未指定)
- ・善導寺 (建造物/未指定)
- ・旧秋元別邸 (建造物/未指定)

等

《主な措置》

①『名勝「躑躅ヶ岡(ツツジ)」保存管理計画策定書』の改定

国指定名勝「躑躅ヶ岡」の『保存管理計画策定書』を改定し、推定樹齢800年のつづじ古木群や城沼北岸からの眺望景観などの保全と活用を推進する。

■市(文化振興課・関係課) ■R7~16

⑥文化財関連施設の維持管理・改修強化

文化財関連施設の建物や収蔵庫、展示施設等の改修を進め、適切な管理・保存を行う。 ■市(文化振興課) ■R7~16

⑧コレクションマネジメント規定の検討

文化財関連施設で収集・収蔵する資料のコレクションマネジメント規定の作成等を検討する。 ■市(文化振興課) ■R7~16

06 さいたま市文化財保存活用地域計画【埼玉県】

【計画期間】令和6～12年度（7年間）

【面 積】217.43km²

【人 口】約135万人

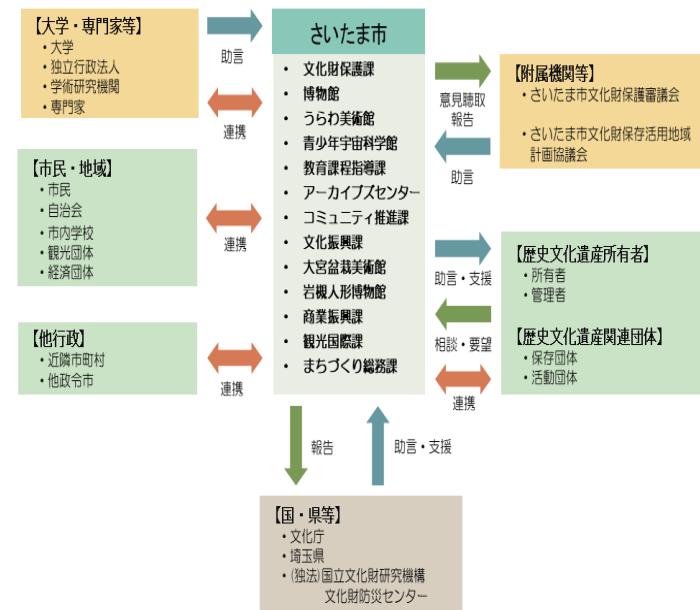


指定等文化財は、543件
未指定文化財は、5,900件把握

■ 指定等文化財件数一覧

類型	国指定	県指定	市指定	国登録	計	
					- : 該当なし	
有形文化財	建造物	0	5	39	15	59
	絵画	0	9	10	0	19
	彫刻	0	6	48	0	54
	工芸品	3	12	30	0	45
	書跡・典籍	0	1	10	0	11
	古文書	0	13	56	0	69
	考古資料	0	4	46	0	50
	歴史資料	1	4	49	0	54
無形文化財		0	1	1	0	2
民俗文化財	有形の民俗文化財	1	8	35	0	44
	無形の民俗文化財	1	0	16	0	17
記念物	遺跡	2	7	34	0	43
	名勝地	0	0	0	0	0
	動物・植物・地質鉱物	2	4	67	0	73
	旧跡	-	3	-	-	3
文化的景観		0	-	-	-	0
伝統的建造物群		0	-	-	-	0
合計		10	77	441	15	543

■ 推進体制



■ 歴史文化の特性

①大宮台地と水が織りなす歴史文化

荒川や大宮台地を浸食して流れる中小河川は、本市の自然や農業に多くの恩恵をもたらした。同時に河川氾濫による水害が頻発し、人々は復旧や治水工事に尽力した。

②住みやすいまち「さいたま」－3万年前から始まる歴史文化－

縄文時代のムラは大宮台地の縁に作られた。貝塚の出土品は、海や川が近くにあったことを物語る。発掘調査で多くのムラが見つかっており、狩猟・採集・漁労による多様な食料の調達が可能だった。

③武士の興亡－動乱の世に生まれた歴史文化－

関東管領と古河公方の争いのなか、岩付城が築城され、その後も太田氏と小田原の北条氏との攻防が繰り返された。戦乱のなか、大般若波羅蜜多經が真読され、板石塔婆が多く造られるなど、仏教が普及した。

④江戸を支え、支えられた歴史文化

岩槻城は老中の城、浦和・大宮などは街道の宿場、村々は農産物や特産品を生産・供給する場として、江戸を支えた。市域は江戸に近いことから政治・経済・文化あらゆる面で江戸の影響を受けた。

⑤県都さいたまの歴史文化

県庁が本市に設置されると、多くの官公庁が建てられ県都として発展した。また、埼玉県師範学校など各学校の設立により優れた指導者が集い、人材が育成され、「サッカー」や「浦和画家」の下地を作った。

⑥水の道・陸の道・鉄の道－道がはぐくむ歴史文化－

古代は、物資の輸送に河川が利用され、その地が栄えた。中世以降、市が開かれ、道路や町が整備されると本市の原形ができる。近代になり新たに鉄道が敷設されると、東京・横浜と信越・東北を結ぶ中継地として発展した。

⑦祈りと祭りの歴史文化

市内各所の神社では、今なお、季節とともに祭礼が行われている。無病息災や五穀豊穣を祈る獅子舞や神輿渡御、そこで奏でお囃子は、長い年月を経て地域の個性を育み、結束を強める役割を果してきた。

【将来像】 みんなで 語り、つなごう さいたまの宝

【基本方針】 将来像の達成に向けて、さがす[把握・調査]・いかす[活用・発信]・たすけあう[連携・育成]・まもる[保存・継承]という、文化財の保存・活用に関する4つの基本方針（「さ・い・た・ま」）を定める。

さ
が
す

課題

- ①歴史文化遺産の調査が十分ではない
- ②文化財の現況調査が十分ではない
- ③調査記録や台帳のデータ管理が十分ではない

い
か
す

- ①歴史文化遺産の認知度が低い
- ②歴史文化遺産の魅力の発信が十分ではない
- ③歴史文化遺産に親しむ道具（ツール）が十分ではない
- ④学校教育・生涯学習との連携が十分ではない

た
す
け
あ
う

- ①歴史文化遺産の調査・保存・活用に関して連携が十分ではない
- ②歴史文化遺産の調査・保存・活用に関して人材育成が十分ではない

ま
も
る

- ①文化財の指定等の基準があいまい
- ②個別の文化財保存活用計画の作成や改定が必要
- ③維持管理・整備が十分ではない
- ④修理・修繕にかかる資金のねん出が負担となっている
- ⑤防災・防犯意識の啓発が十分ではない
- ⑥保管・収蔵施設が十分ではない

方針

- ①不十分な調査の補完も含め、市域の歴史文化遺産の掘り起こしを進める
- ②文化財の現況調査を実施する
- ③データベースを構築する

- ①歴史文化遺産に親しむ機会を増やす
- ②様々な媒体を活用した情報発信を推進する
- ③歴史文化遺産を見学する際の道具（ツール）を整備する
- ④学校教育・生涯学習との連携を強化する

- ①所有者・地域住民・行政が連携し歴史文化遺産の保存・活用の体制を整える
- ②歴史文化遺産の調査・保存・活用を担う人材を育成・支援する

- ①文化財の指定や登録の基準等を検討し、整備する
- ②国・県指定文化財の保存活用計画を作成・改定する
- ③必要な維持管理・整備を行う
- ④多様な財源の活用を図る
- ⑤所有者、管理者及び地域住民へ訓練を含めた防災・防犯意識の啓発を行う
- ⑥博物館施設、埋蔵文化財収蔵施設の在り方等を検討する

措置の例

5 市民団体との調査

市民団体と連携し、歴史文化遺産の情報共有や掘り起こしを行う

- 行政、専門家
市民、団体
所有者
- R 8~12

7 指定文化財等の現況調査

指定文化財等の現況調査を実施する

- 行政、専門家
市民、団体
所有者
- R 6~12

37 説明板等の設置

歴史文化遺産の説明板や標柱等の新設・更新を実施する

- 行政、市民、団体、所有者
- R 6~12



説明板設置例

38 説明板の多言語化

二次元コードによる既存説明板の多言語化を実施する

- 行政、市民、団体、所有者
- R 7~12

57 ボランティアの養成

史跡環境整備等のボランティア養成講座を実施する

- 行政、専門家、市民、団体
- R 10~12

76 田島ヶ原サクラソウ自生地保護増殖

国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」でのサクラソウの保護増殖を実施する

- 行政、専門家、市民、所有者
- R 8~12



田島ヶ原サクラソウ自生地

5つの「文化財保存活用区域」と4つの「関連文化財群」

■文化財保存活用区域

歴史文化遺産が集積し、効果的な活用が可能な地域として、施策を積極的に展開することで、地域の魅力を引き出し、地域の人々の意識を高め、地域全体で歴史文化遺産を「さがす・いかす・たすけあう・まもる」の体制を構築し、次世代へつなげていく。

氷川神社・大宮宿周辺区域



氷川参道の並木

全長2kmに及ぶ参道を有する大宮氷川神社が鎮座し、大宮宿は江戸時代初期の中山道付け替えと同時に、町割された宿場町に整備された。大宮駅は、信越方面と東北方面の分岐駅として開設され、「鉄道のまち」として発展した区域である。

与野本町周辺区域



与野小村田氷川神社本殿

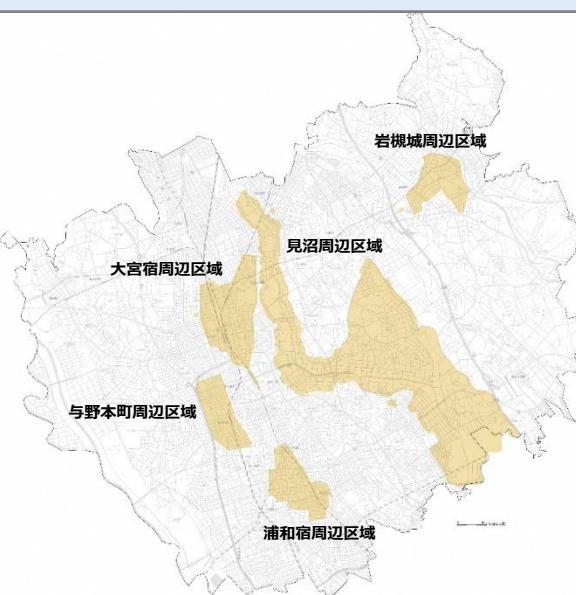
赤山道などの街道が東西南北の各方面へと繋がり、荒川の水運との関わりも深く、人や物資の交流が盛んで、近世には六斎市で栄えた。与野本町通り沿いには、神社仏閣や蔵造りの建物が立ち並ぶ区域である。

浦和宿周辺区域



調神社旧本殿

中世から形成されていた市が、江戸時代に入り中山道とともに浦和宿として整備された。明治時代、県庁が置かれ、師範学校をはじめ各種学校が設立したこと、県下を代表する文教都市の礎が築かれた区域である。



岩槻城周辺区域



時の鐘

河川や街道が通る要衝として、岩付城は築かれた。戦国時代末期、豊臣秀吉の侵攻に備え大構が築かれ、城下町を囲った。江戸時代、日光御成道の宿場町として発展した。歴代藩主らの菩提寺も所在する区域である。

見沼周辺区域



見沼代用水西線

市域の中央部に広がる「見沼田圃」は、時代とともに海、沼、溜井、水田へと姿を変えてきた。見沼田圃を見おろす周辺台地には氷川女體神社や中山神社などの古社が鎮座し、竜神伝説が多く遺る区域である。

■関連文化財群

本市の歴史文化の特性をもとに、多種多様な歴史文化遺産を、関連性やテーマに基づき、歴史的・文化的に一定のまとまりとしてその価値を捉え、人々の営みを含む相互の関係性の中でその魅力や価値を高めていく。

縄文ウォーターフロント

縄文時代、本市にも海が身近にあったことが貝塚とその出土品から分かる。縄文時代のムラは台地の縁に作られているが、近年、台地下の低湿地遺跡の調査により、当時の人々が水辺を利用した痕跡が明らかになった。

彩り豊か「さいたまのまつり」

古くからムラ単位で継承してきた祭りは、地域間交流の影響を受けるとともに、ムラごとの個性を大切にしながら発展した。彩り豊かな祭りは地域住民を活気付け、地域コミュニティの結束を強めた。

川のめぐみと闘い

荒川などの河川は、肥沃な土地を生み出し、サクラソウなどの希少植物を育み、田畠の収穫に恩恵をもたらした。一方で、河川による水害は低地や自然堤防での生活を脅かし、人々は築堤や流路変更など治水に尽力した。

さいたまの町と街道

市内には、政治・経済の中心地である鎌倉や江戸を結ぶ主要な街道が通り、寺社や村を結ぶ道が網の目のように繋がり巡らされた。江戸時代には宿場が設けられ、浦和・大宮・与野・岩槻といった町の基盤が築かれた。

※歴史文化遺産とは、文化財（指定・登録・未指定の文化財）に、地域の歴史を語るうえで歴史的・文化的な価値を有する類型外の文化的な所産（スポーツ、交通、芸術、産業、伝説など）を含めたもの

文化財保存活用区域 見沼周辺区域

概要

市の中北部にありながら、12km²という広大な面積を有する大規模緑地空間である芝川低地内の「見沼田園」と、その周辺の台地を含めた区域である。低地と台地が織りなす空間は、旧石器時代から人々が住みはじめ、低地は、海、沼、溜井、水田などの変遷を経て現在に至る。周辺の台地には、大宮氷川神社や氷川女體神社などの神社が数多くあり、また、竜の伝説も多く遺り、石造物やまつり、斜面林や桜回廊、農作物や植木生産など、見沼とともに歩んだ歴史文化遺産が数多く遺る区域である。



課題

- ・区域は広大であるため、歴史文化遺産の調査が十分でない
 - ・区域の歴史文化遺産の保存・活用に関して連携が十分でない
 - ・維持管理・整備が十分でない 等

方針

- ・歴史文化遺産の掘り起こしを行う
(区域に遺る歴史文化遺産について調査する)
 - ・行政内部をはじめ、多様な連携で、見沼周辺区域の歴史文化遺産を保存・活用する
(特に見沼周辺区域で活動する様々な団体を把握し、連携を図る)
 - ・必要な維持管理・整備を行う
(区域の歴史文化遺産を適切に保存・活用するため、維持管理と計画的な整備を行う) 等

主な措置

95 見沼の総合調査 ■行政、専門家、市民、団体、所有者 ■R10~12 見沼に関する総合調査について検討する

96 石造物調査 ■行政、専門家、市民、団体、所有者 ■R 10~12

地域に遺る石造物（特に八丁石工に関する石造物）の調査を実施する

53 市民団体の活動把握 ■行政、市民、団体 ■R6~12

歴史文化遺産に関する活動団体の把握を行う（特に見沼閑連団体）

54 市民団体との連携 ■行政、市民、団体 ■R8~12

活動把握した市民団体と連携し、歴史文化遺産の情報共有や人材の育成を図る。

74 昱沼通船樋再整備工事 ■行政、専門家、団体、所有者による意見交換会

国指定史跡「見沼通船堀」西縁園路及び案内板設置工事を実施する

106 旧坂東家住室の修理計画作成

■行政・専門家、所有者 ■R6~8
市指定文化財「日坂東家住宅」の修理計画を作成する

07 砺波市文化財保存活用地域計画【富山県】

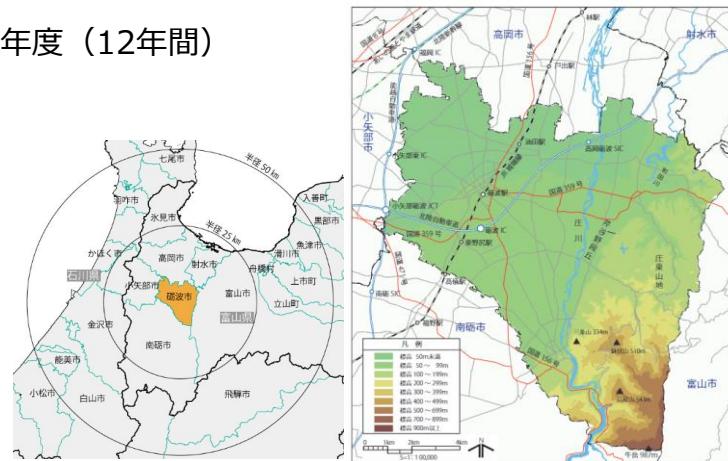
【計画期間】 令和7～18年度（12年間）

【面 積】 127.03km^2

【人口】 約4.7万人



砺波市の位置図



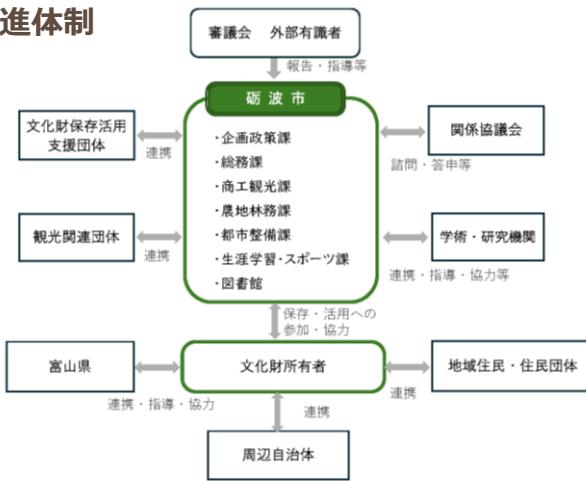
■ 研波市の指定等文化財件数

類型		国		県		市		計			
		指定 選定	登録	指定	登録	指定	登録				
有形文化財	建造物		0	5	2	-	8	0	15		
	美術工芸品	絵画	0	0	3	-	0	0	3		
		彫刻	1	0	1	-	9	0	11		
		工芸品	0	0	0	-	3	0	3		
		書跡・典籍 ・古文書	0	0	1	-	7	0	8		
		考古資料	0	0	0	-	4	0	4		
		歴史資料	0	0	0	-	1	0	1		
無形文化財		0	0	0	0	0	0	0			
民俗文化財	有形の民俗文化財		1	0	0	-	3	0	4		
	無形の民俗文化財		0	0	1	0	1	0	2		
記念物	遺跡		1	0	0	-	9	0	10		
	名勝地		0	0	0	-	1	0	1		
	動物・植物・地質鉱物		0	0	1	-	7	0	8		
文化的景観			0	-	-	-	-	-	0		
伝統的建造物群			0	-	-	-	-	-	0		
計		(指定)	3	-	9	-	53	-	65		
		(登録)	-	5	-	0	-	0	5		

※ 「-」は制度がないものを示します。

指定等文化財は70件、未指定文化財は911件把握

■ 推進体制



■歴史文化の特性

戦の歴史文化

信仰の歴史文化

水の歴史文化

米の歴史文化

本市は、古代から数々の戦乱の舞台となった。古くは平安時代の源平争乱時、俱利伽羅の合戦の前哨戦として般若野の合戦が行われ、続く鎌倉時代には承久の乱で戦いが繰り広げられた。戦国時代には北陸屈指の巨城である増山城が築かれ、各地に城・砦・館といった防御施設がつくられた。

古くから人々は信仰をよりどころとし、白鳳時代には三論宗の千光寺が開かれ、奈良時代には福山窯で須恵器の瓦塔が焼かれた。鎌倉時代に新しい仏教が広まると、浄土真宗の勢力が一気に広がり、浄土真宗を中心とした仏教が盛んな風土が形成された。また、子供歌舞伎や獅子舞といった、信仰にもとづく祭りの文化も栄えた。

本市は大部分が庄川がつくった扇状地である。庄川が運ぶ水は平野の水田を潤し、奈良時代から米作りに利用されてきた。古く奈良時代から砺波は穀倉地帯として知られ、水田の多さは独特的な景観を生み出している。

庄川は飛騨からの流木や、多くの恵みをもたらす反面、水害も多く、堤防を築くなどして治水にも労力を要した。

奈良時代に未開地を開墾した利波臣志留志は、多くの米を生産し、奈良東大寺大仏建立に貢献するなどして米どころの基礎を作った。近世には加賀藩が堤防を築いたことで庄川が固定化され、そのおかげで氾濫原を開墾して散村集落がつくられた。こうした藩の政策により米の収穫量が増加し、加賀百万石の大きな割合は砺波郡によって支えられた。



文化財の保存・活用に関する目標、課題・方針、措置

基本理念

基本方針

課題

方針

措置（抜粋）

散りばめられた文化財が咲き誇るまちをつくろう

価値を
みいだす

- [調査・研究]**
 - 獅子舞が数多く行われているが、総合的な調査が行われていない
- [文化財の適切な評価]**
 - 未指定文化財は、適切な調査を行った上で、価値付けを行う必要がある
- [保存・管理]**
 - 増山城跡は、史跡整備が不十分
- [防災・防犯]**
 - 自動火災報知設備などが未整備の文化財がある等

- [文化財の調査・研究の推進]**
 - 詳細な祭りの内容の把握や記録保存を中心とした総合調査を行う
- [文化財に対する適切な評価]**
 - 調査によって価値が明らかになった場合、文化財の保護に努める
- [保存・管理の推進]**
 - 増山城跡は、計画的な史跡整備を進める
- [防災・防犯]**
 - 防火管理や収蔵庫、消防施設、避雷針等の防火施設・設備の充実を促進する等

4 獅子舞調査の継続 ■行政、専門家 ■R7～18
獅子舞に関する状況把握するために調査を実施する。

魅力を
ひきだす

- [地域活性化]**
 - 観光資源としての文化財の活用は不十分
- [情報発信]**
 - わかりやすい情報提供に努める必要がある
- [魅力をひきだす活用]**
 - さまざまな普及啓発を行い、市民にアプローチする必要がある
- [文化施設]**
 - 文化施設間で連携することが求められている等

- [地域活性化の推進]**
 - 観光や産業への文化財の活用や、地域活性化を図る
- [情報発信の推進]**
 - より多くの人に文化財の魅力が伝わるように、わかりやすい情報提供に努める
- [魅力をひきだす活用の推進]**
 - さまざまな普及啓発を行い、市民の方にアプローチする
- [文化施設のICT活用や企画連携の推進]**
 - 文化施設間で連携した企画展や特別展の開催を推進する等

22 産業観光ブラッシュアップ
■行政、団体 ■R7～18
民間事業者と連携し、産業観光での文化財活用を推進する。

物語を
ひきつぐ

- [人材育成]**
 - 伝統文化・芸能の指導者や担い手の育成が求められている
- [組織・体制づくり]**
 - 連携するためのプラットフォームの設置が求められている
- [学校教育との連携]**
 - 学校との連携をさらに深め、小学校および中学校社会科副読本への情報提供や出前講座などを通じて、文化財の魅力を伝えることが求められている等

- [人材育成の推進]**
 - 地域の伝統文化・芸能を継承するため、指導者や担い手の育成を推進する
- [組織・体制づくりの推進]**
 - 文化財関連団体や地域の人材の連携や情報交換の場としてプラットフォームを設置する
- [学校教育との連携の推進]**
 - 学校との連携をさらに深め、小学校および中学校社会科副読本への情報提供や出前講座などを通じて、文化財の魅力を伝える等

41 郷土芸能伝承指導者の養成 ■行政 ■R7～18
伝統文化・芸能を後世に継承するため、指導者や担い手の育成を支援する。

49 地域文化財マップの作成 ■行政、団体 ■R9～18
文化財を地域で守る組織づくりの一環として、公民館を主体として地域文化財マップを作成する。

54 砺波散村地域学習講座の開催 ■行政 ■R7～18
小学校・中学校・高校と連携し、散村地域を深く理解するための学習講座を開催する。



関連文化財群と文化財保存活用区域



■ 7つの関連文化財群

I 戦の歴史文化

① 源平合戦と戦国争乱の舞台

II 信仰の歴史文化

② 布教の歴史と仏教文化

③ 五穀豊穣を祈る祭り文化

III 水の歴史文化

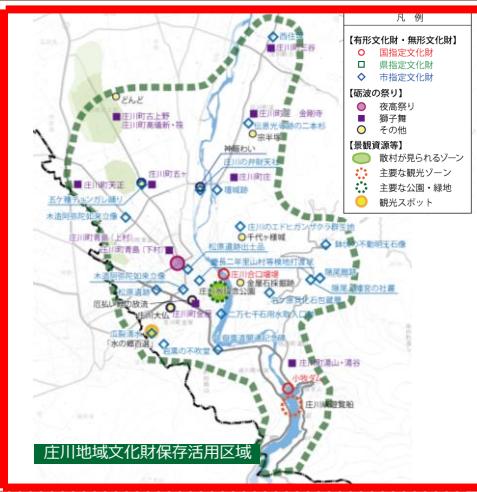
④ 庄川の治水と用水

⑤ 扇状地でのチューリップ栽培

IV 米の歴史文化

⑥ 古代豪族の開墾と献物

⑦ 散村と米作りの生活文化



庄川地域文化財保存活用区域

庄川扇状地の扇頂部に位置し、山深い五箇山と瑞泉寺の門前町である井波を結ぶ地点で、一級河川の庄川に関わりの深い区域。

④ 庄川の治水と用水

本市は大部分が庄川でつくられた扇状地である。庄川が運ぶ水は平野の水田を潤し、奈良時代から米作りに利用してきた。古くから砺波は穀倉地帯として知られ、水田の多さは独特的の景観が生み出している。庄川は飛騨からの流木や、多くの恵みをもたらす反面、水害も多く、堤防を築くなどして治水にも労力を要した。



① 源平合戦と戦国争乱の舞台

本市は、古代から数々の戦乱の舞台となった。古くは平安時代の源平争乱時、俱利伽羅峠の合戦の前哨戦として般若野の合戦が行われ、続く鎌倉時代には承久の乱で戦いが繰り広げられた。戦国時代には北陸屈指の巨城である増山城が築かれ、各地に城・砦・館といった防御施設がつくられた。



② 布教の歴史と仏教文化

古くから人々は信仰をよりどころとし、白鳳時代には三論宗の千光寺が開かれ、奈良時代には福山窯で須恵器の瓦塔が焼かれた。鎌倉時代に新しい仏教が広まると、浄土真宗の勢力が一気に広がり「真宗王国」といわれる越中の風土が形作られた。



③ 五穀豊穣を祈る祭り文化

本市では、子供歌舞伎曳山、獅子舞、夜高祭り、盆踊りの「チョンガレ」や「えんじやら」など多くの祭りが今も受け継がれ、五穀豊穣を祈る祭り文化が定着している。これらは信仰にもとづくもので、祭りを軸とした一年のサイクルが生活のなかに根付いている。



⑤ 扇状地でのチューリップ栽培

本市では、大正時代から米作りの裏作としてチューリップの栽培が始まり、扇状地の土壤や気候が適していたことから切花や球根の生産量が増加するとともに、春に行われるチューリップフェアは70年以上も続き、市の代表的な観光イベントに成長した。



⑥ 古代豪族の開墾と献物

砺波地方は古くから穀倉地帯として知られるが、その起源は奈良時代の地方豪族である利波臣志留志が扇状地を開拓し、多くの米を都に献上したことによ来している。その志留志は米とともに開拓した土地を奈良東大寺に寄進し、米作りの基礎をつくった。

⑦ 散村と米作りの生活文化

砺波地方で行われていた米作りは、江戸時代を通して加賀藩の石高を支えた。扇状地上では川跡を開拓して耕地とし、稲作に特化するため家のまわりに水田を配することで散居村（散村）の集落がつくれた。また、人々の住まい方や年中行事もほぼすべてが米作りが中心にあった。



庄川地域文化財保存活用区域

■庄川地域文化財保存活用区域

庄川扇状地の扇頂部に位置し、山深い五箇山と瑞泉寺の門前町である井波を結ぶ地点で、一級河川の庄川に関わりの深い区域である。庄川が峡谷を抜けて平野に出る場所で、これまで治水に多くの労力を要した一方、昭和初期に建設された2つのダムや、庄川両岸に集中する用水取水口など水関連施設があり、砺波平野における工業や農業の発展に寄与してきた。

この地域は、昭和初期に行われたダム建設で隆盛したという歴史がある。その象徴的存在として、小牧ダム（国登録有形文化財）と庄川用水合口ダム（庄川合口堰堤、国登録有形文化財）がある。小牧ダムは水力発電用、庄川用水合口ダムは庄川流域の農業用水の取り入れ口を合口化するために建設されたものである。建設当時、最高級の建設資材とされたコンクリートは、左官の名工・竹内源造の鎧絵の技術によって庄川大仏や山田文作像（現在は亡失）、一本橋の欄干、木村産業株式会社の社屋などダム以外にも使用された。

課題と方針

この区域は、庄川に関わる歴史が深く、関連した文化財が多く密集している。春にはエドヒガンザクラ、夏には夜高や五ヶ種チヨンガレ、秋には獅子舞、冬には厄払い鯉の放流など四季折々に文化財に触れることができる。庄川峡遊覧船や温泉郷には季節を問わず多くの人が訪れている。しかし、文化財が豊富で観光イベントや観光地は充実している一方、それぞれの結びつきや連携が弱いところがある。

そこで、文化財と観光を結びつける手段として、まちづくりを行う市民の協力を得ながら、ICT 技術の活用やインターネットによる情報の一元化、情報発信の強化に努める。

措置

81 ICT を活用した情報発信 ■ 行政 ■ B7~18

庄川水記念公園にQRコードを貼付したサインを設置し、来訪客が庄川の文化財に手軽にアクセラできるようにする。

82 庄川水資料デジタルコンテンツの拡充 ■行政、市民 ■R7~18

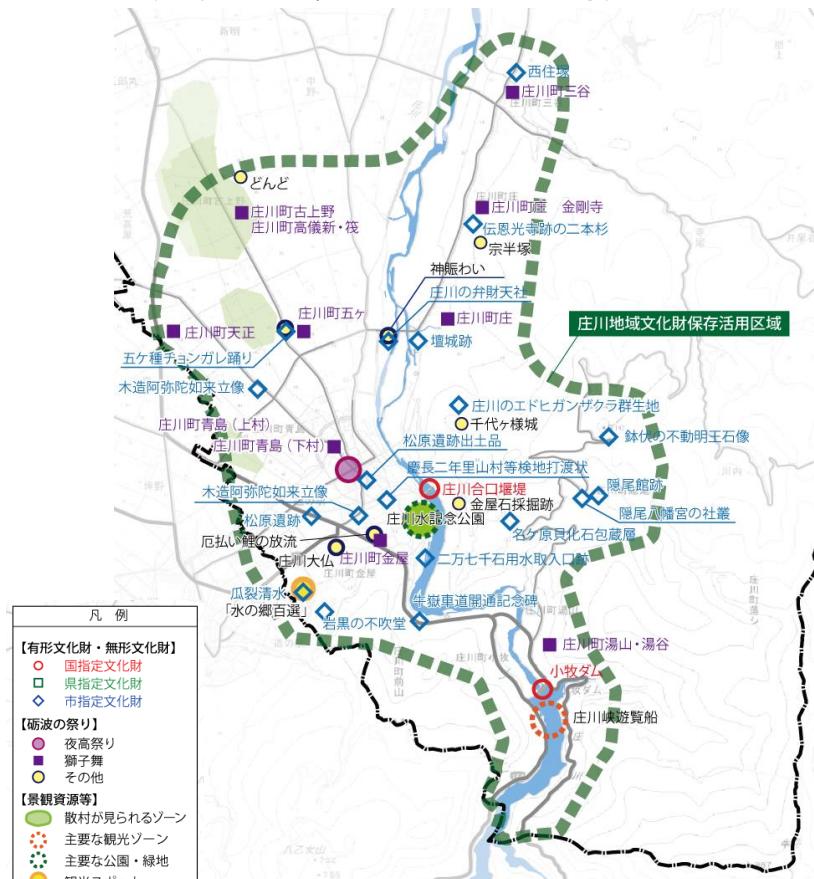
ウェブ上に情報を一元的にまとめたポータルサイトを開設し、隨時情報更新を行い、庄川や水資料の情報発信を行う。



庄川合口堰堤（庄川合口ダム）



小牧ダム



庄川地域文化財保存活用区域の範囲



08 第2期 富士吉田市文化財保存活用地域計画【山梨県】

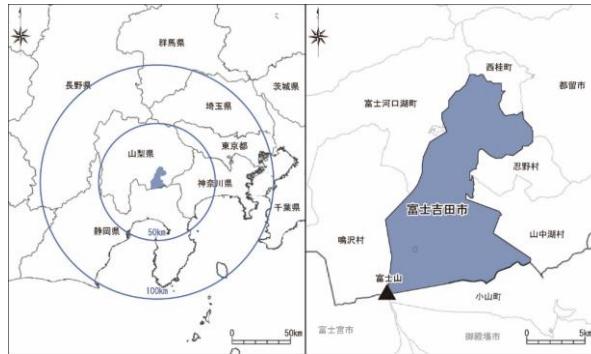
概要

【計画期間】令和7～令和11年度（5年間）

【面 積】121.74 Km²

【人 口】約4.6万人

【関連制度】世界文化遺産「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」(H25年6月)



指定等文化財件数一覧

種 別		国指定等	県指定	市指定	国登録	計(件)
有形文化財	建造物	6	1	7	10	24
	絵画	0	0	10	0	10
	彫刻	0	2	2	0	4
	工芸品	1	2	5	0	8
	書跡・典籍	1	0	0	0	1
	古文書	0	0	4	0	4
	考古資料	0	2	0	0	2
	歴史資料	0	0	0	0	0
	無形文化財	0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	1	1	0	0	2
	無形の民俗文化財	1	2	8	0	11
記念物	遺跡（史跡）	1	0	3	0	4
	名勝地（名勝）	1	0	1	0	2
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）	4	1	17	0	22
文化的景観		0	—	—	—	0
伝統的建造物群		0	—	—	—	0
計(件)		16	11	57	10	94

歴史文化の特性

①富士山の噴火活動と人々の暮らし

本市に暮らす人々は、富士山の度重なる噴火活動の直接的な影響を受けながら生活してきた。人々が火山活動によりもたらされた地形を工夫や努力によって利用してきた歴史は、本市の歴史文化の基盤を形成した。

②北口本宮富士浅間神社と御師町が育んだ巡礼文化

古くから神聖視された富士山は、信仰の対象として人々を魅了した。富士山に対する信仰が遙拝から登山に変化した近世には、自宅を宿泊所として提供する御師と呼ばれる者が現れた。特に上吉田地区は北口本宮富士浅間神社を中心とした御師町として発展した。

③富士山吉田口登山道が支える日本固有の信仰形態

富士山と麓の御師町をつなぐ道として、吉田口登山道は古来、多くの信仰登山者によって利用された。近世には登山の盛況によって登山道の各所に祠堂や山小屋のほか、石造物が建てられた。現在の登山道でもかつての信仰の歴史を感じることができる。

④聖地富士山を守り継ぐ吉田の祭礼

富士山は畏敬と祈りの対象とされたため、本市では富士山に関連する祭礼行事が古来行われてきた。特に富士山の山開きと山仕舞いを告げる神事は、本市の歴史文化を語る上で欠かすことのできない行事である。

⑤豊かな自然環境に守り育てられた人々の暮らしと祭り

本市の人々は、富士山によりもたらされた山の恵みを享受しながら生活してきた。人々は農業に適さない本市の土壤を活かした粟や稗などの農作物をつくり、日々の暮らしをより豊かにするために知恵と努力を積み重ね、暮らしに根差した祭礼文化を生み出した。

⑥環境に支えられた織物産業と風情ある町並み

本市は、農業に適さない土壤であったため、近世には織物産業が盛んに行われた。織物産業の中心として栄えた下吉田地区では、かつて問屋街として栄えた町並みが残されている。

⑦信仰、暮らしと産業を支える水

本市は古くから水の豊かな土地であり、富士山の湧水は人々の暮らしや産業を支えた。しかし富士山の山腹から流れ出た雪代による災害に見舞われるなど、本市には水による自然災害と戦ってきた歴史がある。

⑧内に結ばれ、外に開かれた山麓のまち

本市は四方を山に囲まれた場所に位置しているが、東海道本道と甲斐国を結ぶ「甲斐路」や「富士道」といった主要な道をつなぐ結節点だった。そのため市内の主要な道路沿いには町が発展し、政治や軍事拠点が形成された。

指定等文化財は、94件
未指定文化財は、70, 168件把握

推進体制

多様な主体が助け合い、協力するための体制を整備し、本計画を推進する。



■ 富士吉田市の文化資源の保存・活用の課題・方針・措置

将来像 視点

課 題

方 針

主な措置

(太字は特に主体的に実施)

保存・活用

富士山と寄り添うまち

文化資源を活かした
まちづくり

推進の仕組みづくり

- 歴史的建造物に対し、適切な保存措置を行うための把握調査が不十分。 等

- 指定すべき未指定文化財の指定が進んでおらず、消失が危惧されている。 等

- 高齢者の方も含め、どの世代の市民に対してもわかりやすい文化財の公開と情報発信がなされておらず、市民の文化財に対する理解が進んでいない。 等

- 耐震診断の結果、旧外川家住宅の耐震性能の不足が判明しているが、適切な補強が行われておらず継承が危ぶまれている。 等

- 市民や来訪者が自由に情報交換や交流を行うことができる拠点となる場がなく、交流が活性化しない。 等

- 市内の文化資源には、来訪者にその魅力を伝えるような周遊ルートがなく、十分な活用が行われていないものがある。 等

- 外国人を含めた来訪者に、本市の文化財の価値や情報を発信するための看板や案内表示が不十分。 等

- 吉田口登山道において担い手が不足しているため、山小屋等の維持管理ができない。 等

- 文化資源を保存・活用するための担当学芸員やボランティアガイド等、人材の育成ができていない。 等

- 御師住宅や各地区の寺院や神社等の歴史的建造物の詳細な把握調査及び把握調査成果の整理を計画的に実施する。 等

- 未指定文化財を適切に指定し、確実に保存・継承出来るよう処置を行う。 等

- 世代を問わず、効果的な文化財の公開と情報発信の手法を検討し実施することで、市民の文化財に対する理解を深める。 等

- 旧外川家住宅を震災から守るため、耐震補強等の適切なハード整備を実施する。 等

- 市街区に位置する文化資源を軸に拠点を設け、来訪者同士が快適に交流し、にぎわいあるまちづくりを実施する。 等

- 市街区に位置する文化資源を周遊するルートを作成し、来訪者が快適に楽しめるまちづくりを実施する。 等

- 来訪者に文化財の価値を適切に伝えるサイノ整備事業を実施する。 等

- 多様な主体による吉田口登山道の山小屋等の文化資源の維持管理や活用が実施出来るような支援及び体制整備を行う。 等

- 多様な主体による文化資源の保存・活用を行う担当学芸員やボランティアガイドの育成を実施する。 等

No.2 御師住宅や各地区の寺院や神社等の歴史的建造物の把握調査

■所有者等・専門家・行政 ■ R7～11

歴史的に価値の高い建造物を適切に保存するため、建造物の把握調査を計画的に順次行う。

No.20 旧外川家住宅耐震化事業

■専門家・行政 ■ R7

耐震診断に基づく耐震補強を実施する。



No.41 ふじさんミュージアムパークの活用

■団体等・行政 ■ R7～11

ふじさんミュージアム及び鐘山の滝周辺エリアを既存の文化資源を有効に活用しながら、より機能を高めた交流拠点として活用を図る。
※（一財）ふじよしだ観光振興サービスに運営委託



No.56 吉田口登山道維持管理事業

■市民等・団体等・所有者等・専門家・行政 ■ R7～11

吉田口登山道の景観を維持管理すること目的とした組織を新たに設置し、山小屋登山道周辺の下草刈り等の活動を継続的に行う。

関連文化財群 と 文化財保存活用区域

5つの関連文化財群

ストーリー1：北口本宮と御師町が支える巡礼文化

古来、富士山は信仰の対象であり、浅間神社は富士山信仰の中心的な存在として各地に建立され、とりわけ麓の浅間神社は登山道の起点として発展した。近世以降に隆盛した富士講により、北口本宮富士浅間神社と、富士講の活動を支えた御師たちが住む御師町には巡礼文化と多くの賑わいがもたらされた。日本独自の巡礼文化を支えた北口本宮や御師町に代表される文化資源が、現在も多く本市には残されている。



浅間坊表門

ストーリー2：吉田口登山道にみる日本固有の信仰形態

食行身禄の教えを信仰する富士講の人々は、身禄の入定した鳥帽子岩を参拝しようと吉田口登山道を登るようになった。祠堂や山小屋内に神仏を祀るようになると、富士講中はこれらの神仏を参拝しつつ登拝するようになり、自分たちの講の名前や印を記したマネキや、ヤカンなどの日用品を山小屋に奉納した。また、吉田口登山道には、山中から山頂を遙拝したい女性のための遙拝所が設けられ、女人天上と呼ばれた。本市には、日本固有の信仰形態を示す文化財が多く存在している。



大塚丘

ストーリー3：富士山信仰を守り継ぐ祭礼文化

信仰登山する修行者や参詣登山する富士講の人々など、日本全国から多くの人々が富士山に訪れた。富士山信仰と富士登山に関わる祭礼は、御山開きの祭礼に始まり、吉田胎内祭では富士講中によるお焚き上げの儀式などが行われる。晩夏には山仕舞いの祭礼でもある吉田の火祭、北口本宮富士浅間神社での閉山祭が行われ、その年の富士登山の祭礼は終わりを迎える。聖地富士山を守り継ぐ吉田の祭礼は、聖地富士山に対する畏敬の念により現在まで守り受け継がれている。



ストーリー4：厳しい自然を生きる人々の生活と産業

人々は絶えず富士山の影響を受けながら、厳しい自然環境に適応し、生活を営んできた。生産力を補うため、ゆるやかな傾斜地形を利用した水掛け麦を発展させた。また、里山や森を共同利用する入会という慣習は、本市の伝統文化となった。



現代の織機

江戸時代に入り機織りがはじめられると、大正時代には産業として確立した。織物取引が行われた絹屋町は今なお往時の面影を残している。本市の生活は厳しい自然と共にあり、生き抜くための知恵と努力が刻まれた生活文化や産業文化を示す文化資源は、現在も多く存在している。

ストーリー5：災害を乗り越え山・水とともに生きる人々の智恵と祈り

富士山からもたらされる災害は、噴火以外にも土石流や雪代（川に流れ込んだ雪解け水）による洪水もあり、雪代対策として川沿いに堤を築き防災を行った。



カシカシ地蔵

農作物の栽培には適さない溶岩台地では、新倉掘抜や福地用水等の灌漑水利事業を行い新たな集落や耕作地を広げた。耕地のみでは生活の糧を十分に得られないため山に求め入会の文化が発展した。

この地に暮らす人々は、日頃から抱く富士山への畏敬の念を、下吉田の流鏑馬祭、カンカン地蔵、古い形態で残る小正月行事、村ごとの道祖神祭礼、小室浅間神社の筒粥神事など、伝統的な祭礼・行事として継承している。

厳しい自然に囲まれた土地で豊かな暮らしを祈り、工夫を続けた人々の智恵は、多くの文化資源として現在に受け継がれている。

5つの文化財保存活用区域

本計画では、第3章に掲げる歴史文化の特性を踏まえ、次のような文化財保存活用区域を設定した。

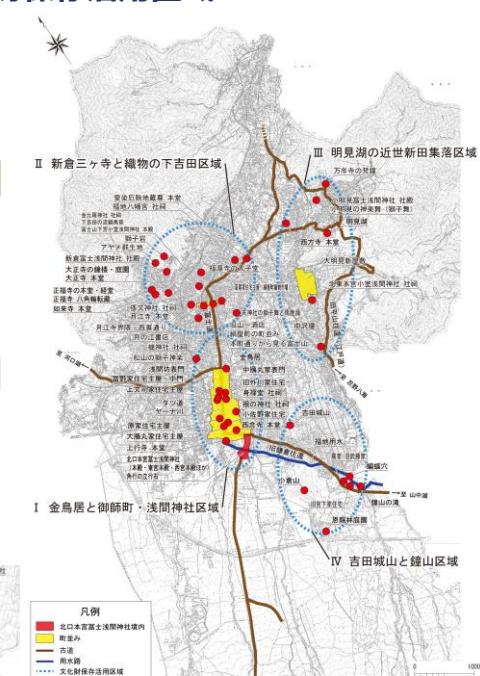
I 金鳥居と御師町・浅間神社區域



II 新倉三ヶ寺と織物の下吉田区域



III 明見湖の近世新田集落区域



IV 吉田城山と鐘山区域



V 吉田口登山道区域



VI 七合目・日の出館



関連文化財群（ストーリー2：吉田口登山道にみる日本固有の信仰形態）



食行身禄の教えを信仰する富士講の人々は、身禄の入定した烏帽子岩を参拝しようと吉田口登山道を登るようになった。祠堂や山小屋内に神仏を祀るようになると、富士講中はこれらの神仏を参拝しつつ登拝するようになり、自分たちの講の名前や印を記したマネキや、ヤカンなどの日用品を山小屋に奉納した。また、吉田口登山道には、山中から山頂を遥拝したい女性のための遙拝所が設けられ、女人天上と呼ばれた。本市には、日本固有の信仰形態を示す文化財が多く存在している。

一主な保存の現状と課題一

- ・登山道の利用者が減り、吉田口登山道や山小屋等が放置され荒廃している。

一主な活用の現状と課題一

- ・多くの関係者と複雑な権利関係等により、吉田口登山道や山小屋等の活用がスムーズに進んでいない。等

一主な保存の方針一

- ・吉田口登山道や山小屋等を活かした活用に向けた整備事業を実施する。

一主な活用の方針一

- ・多様な主体による吉田口登山道や山小屋等の利活用を実施する。等

一主な措置一 (太字は特に主体的に実施)

No. 51 吉田口登山道保存と活用のための活動計画策定事業に伴う整備

- 市民等・団体等・所有者等・専門家・行政
- R7~11

北口本宮富士浅間神社の登山門から六合目安全指導センターまでの間に既存する神社施設や山小屋の調査の結果に基づき、所有者の意向を踏まえた上で建物の復元に向けた支援等を行う。



一主な措置一 (太字は特に主体的に実施)

No. 26 吉田口登山道保存と活用のための活動計画策定事業に伴う活用

- 市民等・団体等・所有者等・専門家・行政
- R7~11

吉田口登山道保存と活用のための活動計画に基づいて麓から六合目安全指導センターまでの間におけるエリアについて、富士山信仰を体感できる環境を継承させるため、多様な主体により神社施設の復元や景観の修景等を行い、利用促進に繋げる。



09 美濃加茂市文化財保存活用地域計画【岐阜県】

【計画期間】

令和6～15年度（10年間）

【面積】 74.81 Km²

【人口】 約5.8万人

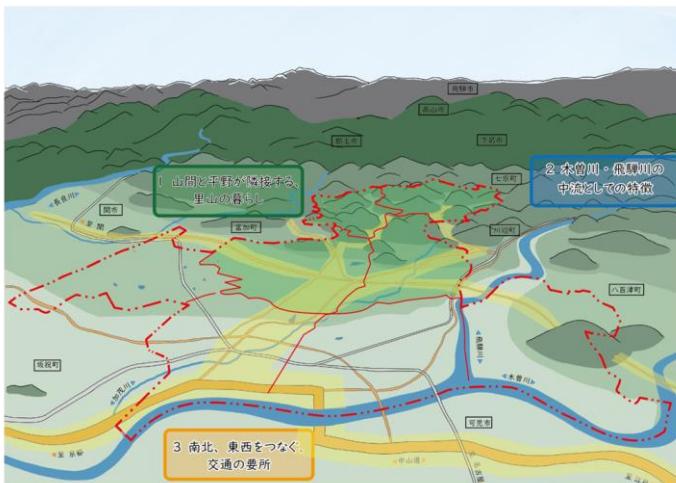


■歴史文化の特性

美濃加茂市の歴史文化は、市域の北部、西部を流れる長良川水系の川浦川や蜂屋川、南部を流れる木曽川水系の飛騨川と木曽川からの恵みと、平野を囲む山々の恵みにより、生まれ、息づいてきた、「山の里」と「川のまち」の歴史文化である。

1 山間と平野が隣接する、里山の暮らし

美濃加茂市の北部、西部には里山が広がり、特有の植物の生育環境である。かねてより人々は、身近な里山から日々の食料、燃料などを得て暮らしてきた。その暮らしは、四季と共にあり、自然に対して調和のとれたもの（持続可能な社会）となった。



2 木曽川・飛騨川の中流としての特徴

美濃加茂市が木曽川の中流域で、木曽川と飛騨川の合流点に位置することとは、歴史文化の大きな特徴をもつことになった。木材をはじめとする大量の物資を輸送する、上流と下流をつなぐ中継地として、人々の生活を支えてきた。さらに、川の流れに変化がある中流の環境は、観光資源や川を活かしたアクティビティを楽しめる空間になっている。

3 南北、東西をつなぐ、交通の要所

美濃加茂市は、美濃地方の中央部にあたり、木曽川の流れが変化する中流域に位置している。中山道の宿場町や水運の中継地として整備され、さまざまな街道が設けられてきたことで、南北、東西、上流や下流をつなぐ結節点となり、現在でも、交通の要所となっている。

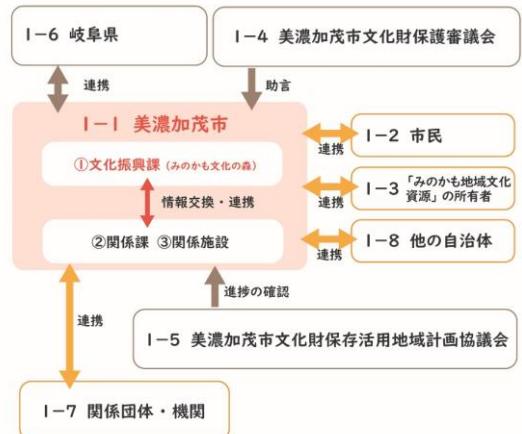
■ 指定等文化財件数一覧

種別		国指定・選定	県指定	市指定	国登録	計
有形文化財	建造物	1	0	6	2	9
	美術	0	2	3	0	5
	工芸品	0	3	6	0	9
	書跡・典籍	0	1	4	0	5
	古文書	0	0	0	0	0
	考古資料	0	0	1	0	1
	歴史資料	0	0	2	0	2
	無形文化財	0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	0	0	0
	無形の民俗文化財	0	0	2	0	2
記念物	遺跡	0	0	4	0	4
	名勝地	0	0	1	0	1
文化的景観	動物・植物・地質鉱物	3	2	5	0	10
	伝統的建造物群	0	—	—	—	0
合計		4	9	38	2	53

指定等文化財は、53件

未指定文化財は、20,187件把握

■推進体制



美濃加茂市の文化財の保存・活用の課題・方針・措置

将来像
想いがつながり、深まりつづけるまち

方向性・課題

方向性 1 「みのかも地域文化資源」を明らかにする

- ①「みのかも地域文化資源」の洗い出しが不十分である
- ②「みのかも地域文化資源」の継続的な調査研究が求められている 等

方針

- 1 ①「みのかも地域文化資源」を市民と共に明らかにする
- 1 ②持続的な調査・研究により「みのかも地域文化資源」を明らかにする 等

方向性 2 「みのかも地域文化資源」を守る

- ①「みのかも地域文化資源」の適切な評価による保存と維持管理が求められている
- ⑤「みのかも地域文化資源」の防災対策が十分でない 等

- 2 ①「みのかも地域文化資源」の滅失を防ぐために適切な評価と保存を行う
- 2 ⑤災害から「みのかも地域文化資源」を守る 等

方向性 3 「みのかも地域文化資源」を共有する

- ①学校教育を通した「みのかも地域文化資源」の次世代への継承が引き続き求められている
- ②生涯学習を通した「みのかも地域文化資源」の地域での継承が引き続き求められている 等

- 3 ①「みのかも地域文化資源」を次世代に共有するための学校教育を推進する
- 3 ②「みのかも地域文化資源」を地域で共有するための生涯学習を充実する 等

方向性 4 「みのかも地域文化資源」を活かす

- ①医療・健康・福祉分野における「みのかも地域文化資源」の活用が求められている
- ②観光・商業と連携した活用が十分でない 等

- 4 ①「みのかも地域文化資源」の新たな魅力や価値を関係者と共に創造する
- 4 ②「みのかも地域文化資源」を観光・商業振興に活かす 等

方向性 5 「みのかも地域文化資源」をみんなで支える

- ①「みのかも地域文化資源」を支える団体等の支援や、活動環境の整備が十分でない

- 5 ①「みのかも地域文化資源」を支える団体等を支援する

方向性 6 「みのかも地域文化資源」をつなぐ

- ①「みのかも地域文化資源」を後世につなげるための体制の確立ができない
- ②「みのかも地域文化資源」を後世につなげるための拠点の強化が求められている 等

方針

No.6 「美濃加茂事典」の調査・研究

- 市（文化振興課・ひとづくり課（図書館））/市民
- R6～15

『美濃加茂事典』（「みのかも地域文化資源」を五十音順に並べ、「手引き」「インデックス」「百科」としての役割を持つもの）の各項目の内容について、調査・研究を掘り下げることで知見を更新し、「みのかも地域文化資源」情報の集合知のハブとして機能させる。



美濃加茂辞典HP

主な措置

No.19 「みのかも地域文化資源」レスキュー事業

- 市（文化振興課・防災安全課）/市民/関係団体・機関（岐阜県博物館協会）
- R6～15

発災時、岐阜県文化財保存活用大綱をもとに活動する。また市内外の関連団体や専門性を持つ方、岐阜県博物館協会、岐阜県に所在する文化財保存団体と平時から情報共有等を進め、有事の際の「みのかも地域文化資源」のレスキュー活動での連携を強化する。



まち歩き・文化財探訪講座

No.28 市民向け活動の実施

- 市（文化振興課・まちづくり課）/市民
- R6～15

市民向けの事業として「みのかも地域文化資源」をめぐる現地ツアーや講座の開講などを地域住民と共にを行うほか、「みのかも地域文化資源」の一般公開などを行い、市民が美濃加茂市の歴史や文化、「みのかも地域文化資源」に気軽に接することができる機会を増やす取組みを行う。



健康・福祉（回想法：認知症予防）

No.34 高齢者を元気にする事業

- 市（文化振興課・高齢福祉課）/市民/関係団体・機関（社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会）
- R6～15

認知症予防のため、回想法で「自分の過去を話す」際に、「みのかも地域文化資源」を活用することで、過去の自分の写真や思い出の品物などとともに、自分を見直すための手助けとなるよう支援する。



地域に伝承された料理

No.43 「美濃加茂伝承料理の会」の支援

- 市（文化振興課）/関係団体・機関（美濃加茂伝承料理の会）/市民
- R6～15

市民ミュージアム生活体験館「まゆの家」を会場にして、この地域に伝わる料理を取り上げ、調べて作る活動をしている「美濃加茂伝承料理の会」の活動を支援する。



まちづくり協議会企画（年中行事）

No.50 各地区の住民活動の推進

- 市（文化振興課・まちづくり課）/市民
- R6～15

地域の歴史や文化を活かした事業への相談、協力を行う。

美濃加茂市の4つの関連文化財群

美濃加茂市では、多様な「みのかも地域文化資源」を「まとまり」をもって扱う。地域で大切にされてきた未指定の文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることができる。美濃加茂市の歴史文化の特性のうち、2つの歴史文化の特性を基に、計4つの関連文化財群を設定し、「みのかも地域文化資源」のつながりを活かした保存・活用の取組みを行う。

やまあい

歴史文化の特性：山間と平野が隣接する、里山の暮らし

関連文化財群1 山の里での暮らし

長良川水系に属し、美濃山地の裾野に位置する自然豊かなこの地域で、人々は山の恵みを受けながら暮らしを営んできた。

伊深地区には、こうした暮らしの舞台となり、人々の心を潤した穏やかな自然を象徴する「岩山の絶景・幻の滝」がある。また、「天王用水」や「新谷の池」などは人々の暮らしの証である。そのほか、集まり暮らし人々を支えた行政機能として「旧伊深村役場庁舎」、この地で育つ子どもたちへの教育機関として「秀文義校跡」が遺っている。この伊深地区の人々の暮らしを、持ち前の知恵や知識により豊かにしてきた人々のゆかりの地が、各所に遺されている。



[旧伊深村役場庁舎]



[牛牧の桜並木]

関連文化財群2 山の里での祈りと伝説

山の縁と隣り合い、静かな時間が流れる伊深地区は、禅僧の修行の場に選ばれた。また、自然に囲まれる暮らしの中で、人々がさまざまな想いを馳せたことで、祈りや信仰が生まれた。また、後世まで語り継がれる伝説や民話も遺されている。

伊深町寺洞には、関山無相大師（えげんさん）が伊深地区に庵を結び修行したのがはじまりといわれる「正眼寺」がある。そのほか、伝説や民話として、自然と共に生きる中で生まれた言い伝えのある「龍宮の渕」や、えげんさんを慕う気持ちが伝わってくる「別れの涙笛」などが現代まで伝わっている。



[関山無相大師に関する伝説や民話
(絵本『えげんさん』)]



[正眼寺]

歴史文化の特性：木曽川・飛騨川の中流としての特徴

関連文化財群3 川のまちの古い建物

江戸と京都を結ぶ重要な街道のうち、中山道三大難所の1つ「太田の渡し」がある中山道太田宿は、木曽川筋の軍事・政治・経済の重要な拠点として位置づけられた。江戸時代、中山道を往来する人やモノで溢れ、中濃地域の中心地となった中山道太田宿は、その後も賑わいと発展を続けた。

江戸時代に中山道太田宿の脇本陣として機能した、「旧太田脇本陣林家住宅」では、切妻の両端に立派な“うだづ”が設けられ、この家の権威と格式を示している。また、中山道沿いには、江戸末期から明治初期に建築されたうだつのある町家が遺る。また、「旧太田警察署（のちの太田町役場庁舎）」や「旧十六銀行太田支店」などの近代の建物も多く遺っている。



[旧太田宿本陣門 (市指定)]



[吉田家住宅主屋]

関連文化財群4 川のまちの文学碑

豊かな自然に抱かれ、ゆったりとした時間が流れる美濃加茂市では、多くの文化人が生まれ、集まり、創作活動の拠点としていた。また、五街道の1つである中山道と飛騨へ向かう飛騨街道、関や郡上へ向かう関街道の分岐点であり、かつ水運の要である木曽川に面している中山道太田宿周辺では特に、さまざまな人が集まり、新しいひらめきが生まれる場所でもあった。

美濃加茂市生まれの文化人として、近代日本を代表する劇作家、小説家、教育者である坪内逍遙、美濃加茂市で創作活動を続けた人物として岡本一平や林鯨一、美濃加茂市を訪れたゆかりの文化人として、播隆上人、松尾芭蕉や北原白秋などがいる。



[坪内逍遙顕彰碑]



[北原白秋 歌碑]

美濃加茂市の関連文化財群4 「川のまちの文学碑」

概要 豊かな自然に抱かれ、ゆったりとした時間が流れる美濃加茂市では、多くの文化人が生まれ、集まり、創作活動の拠点となっていた。また、五街道の1つである中山道と飛驒へ向かう飛驒街道、関や郡上へ向かう関街道の分岐点であり、かつ水運の要である木曽川に面している中山道太田宿周辺では特に、さまざまな人が集まり、新しいひらめきが生まれる場所でもあった。美濃加茂市生まれの文化人として、近代日本を代表する劇作家、小説家、教育者である坪内逍遙、美濃加茂市で創作活動を続けた人物として岡本一平や林魁一、美濃加茂市を訪れたゆかりの文化人として、播隆上人、松尾芭蕉や北原白秋などがいる。

構成文化財の一覧

No.	名称	指定種別	分類
1	坪内逍遙顕彰碑	未指定	石造物（記念碑）
2	蘇北吟社句碑	未指定	石造物（文学碑）
3	竹庭句碑	未指定	石造物（文学碑）
4	武田耕雲斎歌碑	未指定	石造物（文学碑）
5	岡本一平句碑	未指定	石造物（文学碑）
6	坪内逍遙歌碑	未指定	石造物（文学碑）
7	北原白秋歌碑	未指定	石造物（文学碑）
8	松尾芭蕉句碑	未指定	石造物（文学碑）
9	播隆上人歌碑	未指定	石造物（文学碑）
10	岡本一平終焉之地碑	未指定	石造物（記念碑）
11	長尾和男詩碑	未指定	石造物（文学碑）



[1] 坪内逍遙顕彰碑



[2] 蘇北吟社 句碑



[4] 武田耕雲斎 歌碑



[7] 北原白秋 歌碑

関連文化財群に関する課題

- ・文学碑の歴史的背景やこの地に置かれた意味について知ることは、美濃加茂市の歴史文化を明らかにするうえで重要である。しかし、そのための調査が十分に実施できていない。
- ・「川のまちの文学碑」を構成する「みのかも地域文化資源」は、地域の団体により保存・活用が図られているものがある。文学碑を通して、歴史文化の特性を市民に伝えていくためには、こうした地域の団体との更なる連携が必要不可欠である。

関連文化財群に関する方針

- ・各文学碑が持つ歴史的背景を明らかにするために、学術的な詳細調査を行う。
- ・歴史文化の特性を市民に伝えていくために、坪内逍遙博士顕彰会など文学碑を保存・活用している地域の団体との連携を強化する。

関連文化財群に関する措置

措置J 「川のまちの文学碑」にまつわる「みのかも地域文化資源」の詳細調査

逸失の可能性が高い文学碑にまつわる文化財から優先的に詳細調査を行う。

■市（文化振興課） ■R6～15

措置K 「川のまちの文学碑」の保存・活用を担う団体との連携

坪内逍遙博士顕彰会など、関連する「みのかも地域文化資源」の保存・活用を担う団体と連携を強化する。

■市（文化振興課） /関係団体/機関（坪内逍遙博士顕彰会） ■R6～15

10 静岡市文化財保存活用地域計画【静岡県】

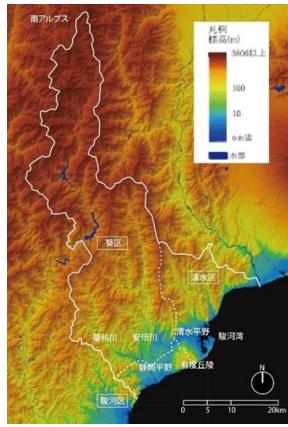
【計画期間】令和7～12年度（6年間）

【面 積】1,411.93km²

【人 口】約67.3万人

【関係計画等】・世界の記憶（H29年度）

- ・世界文化遺産「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」（H25年）
- ・日本遺産「日本初「旅ブーム」を起した弥次さん喜多さん、駿州の旅～滑稽本と浮世絵が描く東海道のガイドブック」（道中記）～（R2年度）
- ・ユネスコ無形文化遺産「風流踊」（R4年度）



■ 指定等文化財件数一覧

文化財の種別	国 指 定	県 指 定	市 指 定	国 登 録	合 計
有形文化財	40	76	91	41	248
建造物	7	4	14	41	66
美術工芸品	絵 画	1	12	8	21
	彫 刻	2	12	21	35
	工芸品	22	29	15	66
	書跡・典籍	3	5	5	13
	古文書	3	2	15	20
	考古資料	1	11	4	16
	歴史資料	1	1	9	11
	無形文化財	0	1	0	1
民俗文化財	2	8	6	0	16
有形の民俗文化財	0	1	2	0	3
無形の民俗文化財	2	7	4	0	13
記念物	13	11	42	0	66
遺 跡（史跡）	7	2	11	0	20
	名 勝 地（名勝）	4	1	3	8
	動物・植物・地質鉱物 (天然記念物)	1	8	28	37
	史跡及び名勝	1	0	0	1
文化的景観	0	—	—	—	0
伝統的建造物群	0	—	—	—	0
合 計	55	96	139	41	331

※上記一覧のほか、東海大学海洋学部にて国指定天然記念物ミヤコタガを飼育するほか、特別天然記念物カモシカ、特別天然記念物ライチョウを市内での生息が確認されている。

指定等文化財は、331件

未指定文化財は、1,965件把握

■ 歴史文化の特徴

1. 川が作り出した静岡・清水平野に広がる豊かな暮らし

安倍川をはじめとする河川によって作られた広大な静岡・清水平野は、人々が暮らすのに最適の土地である。稲作を契機に開発が進み、洪水と治水を繰り返しながら川と人とが共存し、静岡市民の主要な生活の場となっている。

2. 連綿と続く政治と文化の中心地

静岡市は静岡県の県庁所在地であり、特に市役所・県庁の所在する地域は、推定駿河国府、今川館、駿府城や駿府城下町があった場所で、今川氏が取り入れた都の文化、徳川家康にゆかりの文化などが多く残り、政治と文化の中心的な場所であることを物語る。

3. 街道の往来と人々の交流

静岡市は、東海道を通じた東西の往来、身延街道等を通じた南北の往来が盛んである。それが生み出す交流は、縄文時代の遺物、古代、中世の記録、近世に発達した東海道や身延街道などが物語っている。

4. 平野部と丘陵部で育まれた信仰と文化

静岡市域では、人々が多く暮らす平野部を囲む丘陵部で時代の様相に合わせながら寺院や神社が発展し、人々に信仰されてきた。そこでは、伝説の舞台となった日本平や、遠方に見える富士山等の風景を借景としつつ、絵画や歌、文学など、様々な文化が育んできた。

5. オクシズに息づく伝統文化

静岡市では、市内の中山間地域は「奥静岡」という意味で、オクシズという愛称で呼ばれている。わさびや焼畠で栽培される在来作物などの食文化、神楽や盆踊などの伝統文化の多くは、そこに住む人々の生活と共に育んできた。

6. 海と共存する歴史文化

静岡市の人々は、古くから駿河湾とともに暮らしてきた。特産のサクラエビの漁場として、茶業を支える交易路として利用され、風光明媚な保養地としても愛された。また、由比北田の天王舟流しは疫病除けの民俗行事として今に伝わる。駿河湾は多方面で人々の生活を支えている。

■ 推進体制

行政	静岡市の文化財所管課、関係課、国や県、市外の関係機関・施設
市民等	行政以外の主な関係機関施設、民間団体等、住民組織
所有者・管理者	文化財の所有者・管理者等
専門機関	文化財保護審議会、大学・研究機関等

【将来像】 静岡市の文化財が活用され「市民の財産」として未来に継承される

方向性I 【知る】 (把握・調査)

地域で継承されてきた文化財の持つ価値を、次世代に継承していくために、これまでの取組を踏まえ、様々な機関による把握調査や詳細調査の継続を促すとともに、調査機関が連携した把握調査や詳細調査については充実を目指す。

【知る】に関する課題の例

- (1)–③ 現在の保存状況や将来的な保存の見込みが把握できていない未指定文化財がある。
- (1)–④ 文化財情報の整理が不十分であり、市民の利用に至っていない。
等

【知る】に関する方針の例

- (2)–③ 現在の保存状況や将来的な保存見込みの情報提供について市民に呼び掛け
- (2)–④ 調査成果のデータベース化とデータベースの公開

等

【措置の例】

5 未指定文化財保存状況調査

市内の未指定文化財の保存状況を確認するための調査を実施する。

- 行政、市民等、所有者・管理者、専門機関
- R7～12

6 文化財データベース作成・公開

収集した調査情報を文化財情報とあわせデータベース化し公開する。

- 行政、市民等、所有者・管理者、専門機関
- R11～12

方向性II 【守る】 (保存・修理)

指定等文化財は、今後も修理や整備を継続する。未指定文化財のうち、「静岡市の歴史文化の特徴」と関わるのは、指定等による保護措置を検討し、保存と活用につなげる。未指定文化財は、市民等が主体となった後世への継承が図られるよう、気運の醸成を図る。

【守る】に関する課題の例

- (1)–② 指定等文化財の中には修理や整備が未実施のものや途上のものがある。

等

【守る】に関する方針の例

- (2)–② 市所有文化財については計画的な修理・整備を継続、民間所有の指定等文化財について、計画的な修理・整備に向けた支援の実施

等

【措置の例】

8 市所有文化財の修理・整備事業

市が所有している文化財の計画的な修理や整備を実施する。

- 行政、市民等、所有者・管理者、専門機関
- R7～12

11 資金調達支援等

民間所有の文化財の保存修理・整備におけるクラウドファンディングの利用推進や文化財を次世代につなぐための基金設立等の検討。

- 所有者・管理者、行政、市民等、専門機関
- R7～12

方向性III 【活かす】 (活用・情報発信)

文化財を通して人々がつながり、交流するまちづくりを実現するために、多様な分野が連携した、文化財の活用を目指す。

【活かす】に関する課題の例

- (1)–① 市の文化施設では、文化財の活用拠点として、各館がそれぞれ情報発信や常設展示、企画展示を行っているが、来訪者は市民の一部にとどまる。
- (1)–③ 市の歴史文化の特徴の魅力が観光等に活かしきれていない。
等

【活かす】に関する方針の例

- (2)–① 各文化施設で、文化財に関心の低かった人々の興味を抱く魅力的な企画展示の開催を目指し、それぞれが連携した情報発信の推進
- (2)–③ 歴史文化の特徴について、観光観点から情報発信し、歴史文化の特徴に関連する文化財を群として活かすとともに、個々の文化財を観光資源として練磨
等

【措置の例】

22 市所有文化財（登録有形文化財）の活用事業

民間企業等と連携して活用して、利用者の再訪を促す。

- 行政、所有者・管理者、市民等、専門機関
- R7～12

26 他主体との連携

民間企業や観光団体、商工会議所等と連携した活用事業を実施する。

- 行政、市民等、専門機関、所有者・管理者
- R9～12

方向性IV 【皆で取り組む】 (人材育成・仕組づくり)

文化財を将来にわたって継承するとともに、効果的な活用を図るために所有者や行政だけでなく、市民等の力が不可欠である。行政は、一連の調査で得られた知見を市民に還元するためにも、市民が、文化財を身近なものと感じ、理解を深める機会を提供する。

【皆で取り組む】に関する課題の例

- (1)–② 無形文化財、民俗文化財、文化財の保存技術の担い手の高齢化による後継者不足が進行している。
- (1)–⑥ 市民が文化財を身近に感じていない。
等

【皆で取り組む】に関する方針の例

- (2)–② 取組団体の活動を支援するとともに、新たな担い手の育成の支援
- (2)–⑥ 市民が文化財を身近に感じるための仕組づくり

等

【措置の例】

33 オクシズ漆の里協議会の開催

文化財所有者、生産者、行政が集まり、漆の地産地消に向けた会議や講義等を実施する。

- 所有者・管理者、行政、市民等、専門機関
- R7～12

43 市民等協働したガイドマップの作成

市民が文化財に親しむための周知のガイドマップの作成を行う。

- 行政、市民等、専門機関、所有者・管理者
- R7～12

6つの関連文化財群と1つの文化財保存活用区域

6つの関連文化財群

本計画では、歴史文化の特徴をそのまま関連文化財群として設定し一体的かつ総合的に保存・活用に取り組む。

1 川がつくりだした静岡・清水平野に広がる豊かな暮らし

安部川をはじめとする河川によって作られた広大な静岡・清水平野は、人々が暮らすのに最適の土地である。稻作を契機に開発が進み、洪水と治水を繰り返しながら川と人が共存し、静岡市民の主要な生活の場となっている。



登呂遺跡出土遺物



有東遺跡出土遺物

3 街道の往来と人々の交流

静岡市は、東海道を通じた東西の往来、身延街道等を通じた南北の往来が盛んである。それが生み出す交流は、縄文時代の遺物、古代、中世の記録、近世に発達した東海道や身延街道などが物語っている。



小島陣屋跡



安倍川橋

5 オクシズに息づく伝統文化

静岡市では、市内の中山間地域は「奥静岡」という意味で、オクシズという愛称で呼ばれている。わさびや焼畳で栽培される在来作物などの食文化、神楽や盆踊などの伝統文化の多くは、そこに住む人びとの生活と共に育まってきた。



有東木の盆踊



在来作物

2 連綿と続く政治と文化の中心地

静岡市は静岡県の県庁所在地であり、特に市役所・県庁の所在する地域は、推定駿河国府、今川館、駿府城や駿府城下町であった場所で、今川氏が取り入れた都の文化、徳川家康にゆかりの文化などが多く残り、政治と文化の中心的な場所であることを物語る。



臨済寺本堂



神部神社浅間神社社殿

4 平野部と丘陵部で育まれた信仰と文化

静岡市域では、人々が多く暮らす平野部を囲む丘陵部で時代の様相に合わせながら寺院や神社が発展し、人々に信仰されてきた。そこでは、伝説の舞台となった日本平や、遠方に見える富士山等の風景を借景としつつ、絵画や歌、文学など、様々な文化が育まってきた。



日本平



霊山寺仁王門

6 海と共存する歴史文化

静岡市の人々は、古くから駿河湾とともに暮らしてきた。特産のサクラエビの漁場として、茶業を支える交易路として利用され、風光明媚な保養地としても愛された。また、由比北田の天王舟流しは疫病除けの民俗行事として今に伝わる。駿河湾は多方面で人々の生活を支えている。



旧高木家住宅



清水灯台

1つの文化財保存活用区域

区域 蒲原地区

文化財保存活用区域とは

多様な文化財が集積し、これまで文化財に関連する積極的な取組が行われてきた区域のことである。文化財をその周辺環境も含めて面的に保存・活用を行うことで、魅力的な空間の創出を目指す。その際には、市民等が主体となって、行政や専門機関がその役割を補完する姿を目標とする。静岡市が設定する文化財保存活用区域は、市内でも文化財に対する関心が特に高くて、それを活かそうとする動きがある地域という観点から蒲原地域を区域に設定した。



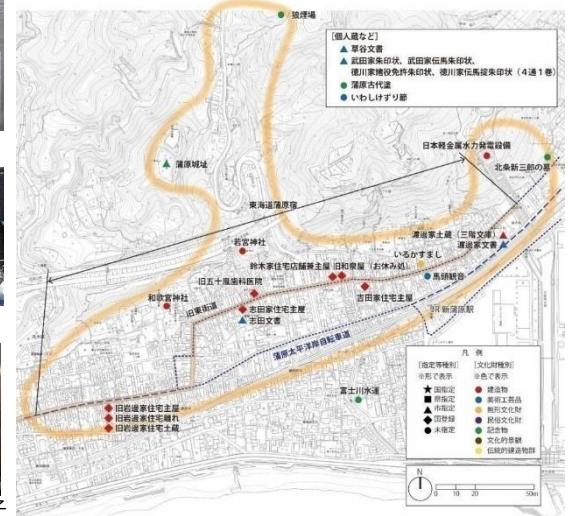
蒲原宿絵図



旧和泉屋 (お休み処)



ワークショップの様子



地区の概要

蒲原宿は、江戸時代に東海道15番目の宿場町として発展した。現在も街道の町並みが残っている。地区内には志田家住宅主屋（国登録）、渡邊家土蔵（市）、旧和泉屋（お休み処）（国登録）、旧岩邊家住宅（国登録）、旧五十嵐歯科医院（国登録）などの歴史的建造物が所在し、それぞれ所有者や地域団体による活用も行われている。これまで、小学生を対象としたこども案内人養成講座など、地域の小中学校とも連携して地域の歴史文化を活かした取組が行われてきている。この地域では、文化財の指定、未指定に関わらず、地域住民がおもしろいと思うものを評価し、保存・活用する機運が高いことが特徴である。

関連文化財群2 連綿と続く政治と文化の中心地

概要

静岡市は静岡県の県庁所在地であり、特に市役所・県庁の所在する地域は、推定駿河国府、今川館、駿府城や駿府城下町があった場所で、今川氏が取り入れた都の文化、徳川家康にゆかりの文化などが多く残り、政治と文化の中心的な場所であることを物語る。古墳時代には、賤機山の南端に賤機山古墳が造られた。この古墳は、大和政権との強いつながりを持ち駿河など一帯を支配した首長の墓であった。室町時代には駿河国守護今川氏が駿府を本拠地とし、現在の駿府城周辺に居館を構えた。大きな勢力を誇った今川氏は公家や僧侶と活発に交流し、京都の文化が駿河へともたらされた。葵区大岩に所在する臨済寺は、菩提寺として今川の文化を伝える。戦国時代から江戸時代初期には、徳川家康が三度にわたり居住しており、江戸幕府を開いた後に駿府城を大改修し大御所政治を行ったことはよく知られている。明治維新を迎えると、徳川家達が静岡藩主として静岡に入る。近代化のなかで、昭和5年（1930）には昭和天皇の行幸に合わせて御幸通りが整備され、県政の中心地を象徴する近代的な建造物が建設され、現在に残る。

【課題の例】

- 政治文化の中心を物語る民間所有の文化財の中には、経年劣化が見られるものや保存・活用に向けた環境整備を終えていないものがある。
- 各文化施設が行う情報発信と政治文化の中心地における拠点的施設である静岡市歴史博物館が行う情報発信との連携が十分でない。
- 政治と文化の中心地を物語る文化財の中には、活用しきれていないものがある。等

【方針の例】

- 民間が所有する文化財の修理と整備の推進と支援
- 各文化施設と静岡市歴史博物館の情報発信の連携
- 政治と文化の中心を物語る文化財について、個々の文化財の活用の取り組みの促進と、様々な主体による面的な活用の検討 等

【主な措置】

群2-6 静岡浅間神社社殿群の保存修理事業

経年劣化により彩色等の退色が進む静岡浅間神社社殿群の塗装等の修理事業を支援する。

群2-9 静岡市歴史博物館との連携

静岡市内に点在する文化財の公開・活用について、博物館を通じて情報を発信していく。

- 所有者・管理者、行政、専門機関、市民等
- R7~12

群2-10 駿府城エリアでの観光交流の推進

しづれきガイドツアー、駿府ウエイブ等と連携し、駿府城エリアにある文化財の活用を進める。

- 所有者・管理者、市民等、行政
- R7~12

構成文化財の位置



賤機山古墳ボランティアガイド



神部神社浅間神社社殿



駿府城跡

11 沼津市文化財保存活用地域計画【静岡県】

【計画期間】令和7～14年度（8年間）

【面 積】186.82km²

【人 口】約18.7万人

【関係計画等】

伊豆半島日本ジオパーク（H24年9月）

伊豆半島ユネスコ世界ジオパーク（H30年4月）



➡歴史文化の特性

1. 愛鷹山の開拓と利用

沼津の先人たちは、時代ごとの需要に応じて、愛鷹山を開拓し利用してきた。原始社会においては生活の主要な場として、古代には墓域として、中世や近世には牧として、近代以降は茶栽培の場として、その利用の形は時代とともに変化している。

2. 駿河湾の恩恵と人々の営み

長い海岸線を有する本市では、海の恩恵が人の生活を支えてきた。海を舞台とした人々の生活は、古文書に記され、民俗文化財や遺跡などにも見ることができる。

3. 東西をつなぐ街道沿いの発展

本市には古代から東西を結ぶ街道が通っていた。千本浜海岸沿いを通る街道は東海道となり、愛鷹山の山裾にも根方街道があった。東海道には沼津宿と原宿が設置され、往来が盛んになっていくと、現在の市街地の原型ともいえる発展を遂げた。

4. 古代に始まる信仰の軌跡

市内には歴史ある寺院や神社が数多くあり、駿河国最古級の古代寺院や延喜式内社に比定されるものもある。また地域の人々の信仰によって造られた石造物なども多数残されており、信仰に関わる貴重な歴史文化資産を今に伝えている。

5. 自然を制する叡智

豊かな自然環境は、時には災害をもたらしたり、農業にとっては厳しい条件になったりした。人々は自然災害に備えるための施設を造ったり、道具や方法を工夫して低湿地帯での稲作を行ったりして、災害や自然環境を制する営みを続けてきた。

6. 人々の生活を支えた伊豆石

伊豆周辺から採掘される石は「伊豆石」と総称され、本市ではこの石材が採掘され、人々の暮らしの中で使用されるだけでなく、東京圏など遠方へも出荷する産業として地域経済を支えていた。

7. 紙と文字により語られる沼津の歴史

本市には紙などに記された文字史料が多く残されており、中でも、質、量ともに豊富な中世・近世の古文書、明治初期に沼津兵学校が出版した「沼津版」などは、全国に知られている。文字史料は、地域の歴史文化を伝える役割を果たしてきた。

8. 文化人と沼津

近世以降、本市は多様な文化人が輩出し、また多くの文化人が訪れたため、文化人ゆかりの歴史文化資産が各地にある。さらに、歴史文化資産を守る文化人もいた。

➡推進体制



指定等文化財は、102件

未指定の歴史文化資産は、2,449件把握

【基本理念】 地域の宝（＝歴史文化資産）を活かしたまちづくり

基本方針1 歴史文化資産を把握する [調査]

【課題】

- ・建造物は近現代建造物の分野で把握調査が不十分
- ・詳細調査による学術的な評価が不十分な歴史文化資産がある
- ・調査終了から時間が経過しており、把握に至っていないものがある等

基本方針2 歴史文化資産を守る [保存]

【課題】

- ・重要であることが指摘されながらも、指定等による保護に至っていない歴史文化資産がある
- ・災害により歴史文化資産が失われたことがあるが、教訓を防災意識の向上に活かしきれていない等

基本方針3 歴史文化資産を磨く [活用]

【課題】

- ・整備が不十分なため訪問者にその価値を十分に伝えきれていない記念物がある
- ・教職員が歴史文化資産を授業に取り入れやすくするための情報提供が十分にできていない等

基本方針4 地域総がかりで取り組む [連携]

【課題】

- ・歴史文化資産の保存・活用に関して、行政の力だけでは十分に対応しきれないものがある
- ・近隣市町との関連性が高いものがあるが、総体としての保存・活用が不足している等

【方針】

- ・把握調査が不足している歴史文化資産の全体像の把握に努める
- ・専門家の意見をもとに、計画的な詳細調査を進める
- ・既往調査で把握した歴史文化資産の所在確認と保存状況の把握を進める等

【方針】

- ・文化財保護審議会の意見をもとに、計画的な市指定や、国に文化財登録原簿への登録を提案する
- ・歴史文化資産に対する防災意識の向上を図り、所有者及び関係者に防災対策の強化を促す等

【方針】

- ・本市において中核となる歴史文化資産から優先して整備事業を進めていく
- ・教職員が歴史文化資産を教材に取り入れやすくなるよう地域の歴史文化資産に関する情報を伝える等

【方針】

- ・記念物などの維持管理業務や運営業務、その他の様々な保存・活用について、地元の団体などとの連携を強化し、協働の拡充を図る
- ・県や他自治体と連携した保存・活用を推進する等

【措置の例】

01 文化財まちあるきマップ作成を通じた調査

文化財まちあるきマップ作成のための資料・現地調査を通じて、近現代建造物・文化的景観・伝統的建造物群・石造物の把握調査を行う。

■行政、地域住民、関係団体 ■R7～10

05 歴史文化資産の詳細調査

文化財保護審議会の意見などに基づき、文化財保護審議会委員や専門家と協力して、地域の歴史文化の理解に不可欠な歴史文化資産の詳細調査を実施する。

■行政、専門家
■R7～14



詳細調査

【措置の例】

11 未指定文化財の保存検討

専門家や文化財保護審議会の意見を聞き、重要性が指摘されるものは、法令等による指定を視野に入れる。

■行政 ■R7～14

26 歴史文化資産の防災強化

文化財防火デーに大瀬崎のビャクシン樹林などで防火訓練を実施するほか、放水銃・消火栓などの防火設備の点検・設置・更新、耐火収蔵庫などの設置に対する助言・指導、支援を行う。

■行政、地域住民、所有者・管理者
■R7～14



文化財防火デー

【措置の例】

33 大瀬崎のビャクシン樹林の整備

作成した保存活用計画に基づき、計画的な整備を実施する。

■行政、所有者・管理者
■R7～14

53 体験授業等受け入れ・体験用道具の貸し出し

体験授業等の受け入れや、体験用道具の貸し出しを学校向けに行う。

■行政、小中学校
■R7～14



体験授業

【措置の例】

55 歴史文化資産施設の運営

帯笑園と松城家住宅は地元の団体など民間活力による運営を行う。

■行政、地域住民、関係団体
■R7～14



連携展示

関連文化財群と文化財保存活用区域

1つの関連文化財群

多種多様な歴史文化資産を歴史文化の特性に基づく一定のまとまりとして捉えたものである。未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となる。また、相互に結び付いた歴史文化資産の多面的な価値・魅力を明らかにすることができる。

1 スルガのクニの古墳文化

本市における古墳文化の大きな特徴は、古墳時代の初めから飛鳥時代までの長きにわたって古墳が築かれ、さらに古墳時代後期後半の愛鷹山麓には富士市域と合わせて1,000基にも及ぶ群集墳が築かれた。しかしその内容を詳細にみていくと立地や墳形は必ずしも一様ではない。

出土品には、全国的に希少なものや他地域との関連がうかがえるもの、さらには古墳にもかかわらず仏教関連遺物もあり、古墳時代に本市を拠点に活動した人の活動内容の多様性や様々な地域とのつながりがうかがえる。



高尾山古墳出土副葬品



長塚古墳

1 興国寺城跡・白隱の里周辺 ～東西を結ぶ道の集中地帯～

古くから関東へ通じる交通路が通る場所だが、現在でも日本の東西を結ぶ道路や鉄道が束になるように通過している。興国寺城跡を中心に、愛鷹山麓の原始の遺跡、千本浜海岸沿いに東海道と原宿・白隱禅師ゆかりの歴史文化資産などがある。

中世には源頼朝の異母弟阿野全成の館跡であったといわれる大泉寺が知られている。興国寺城跡は戦国時代の駿河東部の拠点城郭である。このほか、赤野観音堂や白隱禅師が修行した伝承が伝わる八畳石がある。海沿いには千本松原や原宿があり、東海道随一の名園といわれた帶笑園や、白隱禅師ゆかりの松蔭寺をはじめとする寺院がある。



興国寺城跡(北条早雲石碑)



赤野観音堂

3つの文化財保存活用区域



歴史文化資産が特定の範囲に集中している場合に、その周辺環境を含めて面向的に保存・活用するために設定するものである。多様な歴史文化資産が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につなげることを目的とする。

3 内浦湾周辺 ～豊かな海と山に育まれた地域～

集落は主に海岸部にあり、後背に山地を抱えている。山地を越える道は伊豆の国市に通じており、伊豆内陸部への海からの玄関口としても重要な場所である。長浜城跡や漁撈用具をはじめ、後背の山地の一部を利用したみかん栽培、山奥に残るスギの大木、伊豆内陸部を結ぶ道に関する歴史文化資産などがある。

長浜城跡は戦国時代の北条水軍の拠点城郭跡である。歴史民俗資料館が所蔵する「沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具」は、建切網漁をはじめとする漁撈に関する用具類である。山奥にはかつて江戸幕府の御林があり、長年大切に管理されてきたため大木が残っている。



沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具



旧沼津御用邸苑地(東附属邸)



伊豆石建造物(石蔵)



長浜城跡

【文化財保存活用区域1】興国寺城跡・白隱の里周辺～東西を結ぶ道の集中地帯～

概要

この区域は、北には愛鷹山、南には駿河湾と千本浜海岸があり、その間にかつて浮島沼が存在した浮島低地がある。古くから関東へ通じる交通路が通る場所だが、現在でも日本の東西を結ぶ道路や鉄道が束になるように通過している。興国寺城跡を中心に、愛鷹山麓の原始の遺跡、千本浜海岸沿いに東海道と原宿・白隱禅師ゆかりの歴史文化資産などがある。

愛鷹山麓には、井出丸山遺跡などの数多くの原始の遺跡がある。中世には源頼朝の異母弟阿野全成の館跡であったといわれる大泉寺が知られている。興国寺城跡は戦国時代の駿河東部の拠点城郭である。このほか、赤野観音堂や白隱禅師が修行した伝承が伝わる八畳石がある。

海沿いには千本松原や原宿があり、東海道随一の名園といわれた帯笑園や、白隱禅師ゆかりの松蔭寺をはじめとする寺院がある。浮島低地周縁には、弥生時代の木製品が出土した雌鹿塚遺跡がある。また周辺の集落には、昭和までこの低湿地で使用されてきた特有の農耕用具が伝わっている。

課題

- ・興国寺城跡は、現地への訪問者に対し、その価値を伝えるための環境が十分に整っていない。訪問者受け入れのための便益施設なども不足している。さらに整備状況の進捗が十分に知られていない。
- ・興国寺城跡や大泉寺、帯笑園など個々の歴史文化資産を訪れる人はいるが、区域内を周遊する人は多くない。
- ・浮島低地の湿田農耕を特徴づける農具やその様子を知る人々が地元から失われつつある。等

方針

- ・興国寺城跡への訪問者に価値を伝えるための環境整備や施設整備を計画的に進めるほか、整備状況の情報発信に努める。
- ・周辺の歴史文化資産を周遊する仕組み作りに取り組む。
- ・旧浮島沼での農業の姿を伝える資料などを収集し適切に保存するとともに、資料の使用方法や使用背景を知る人々から聞き取り調査を行い、その記録を資料とともに保存する。等

主な措置

30 興国寺城跡の整備
興国寺城跡の整備計画を作成し、計画的に整備を実施する。

■行政 ■R7～14

36 歴史文化資産の見学コース設定・環境整備
興国寺城跡を中心とする周遊性のある見学コースを設定するとともに、訪問者のためのハード面を含めた環境整備を進める。

■行政 ■R9～14

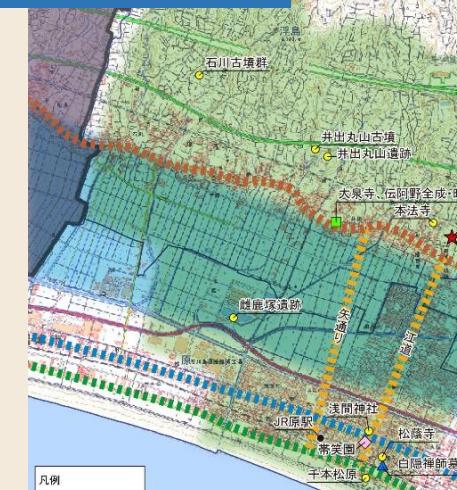
主な歴史文化資産



井出丸山古墳



大泉寺



凡例
★ 国指定
△ 県指定
■ 市指定
◆ 国登録
○ 未指定
● 施設



松蔭寺



帯笑園

1:40,000
0 500 1,000 1,500 2,000m

12 三島市文化財保存活用地域計画【静岡県】

【計画期間】令和7～12年度（6年間）

【面 積】62.0km²

【人 口】約10.5万人

【関連制度】歴史的風致維持向上計画（H28年度）、

伊豆半島ユネスコ世界ジオパーク

（H30年4月）、日本遺産「旅
人たちの足跡残る悠久の石置

道—箱根八里で辿る遙かな
江戸の旅路—」（H30年度）



■指定等文化財件数一覧

種 別		国指定	県指定	市指定	国登録	合計
有形文化財	建造物	1	0	7	9	17
	美術工芸品	2	2	10	0	14
	彫刻	1	1	2	0	4
	工芸品	11	4	3	0	18
	書跡	3	0	0	0	3
	典籍	0	2	6	0	8
	古文書	1	0	1	0	2
	考古資料	0	0	5	0	5
	歴史資料	0	0	4	0	4
	有形文化財 小計	19	9	38	9	75
無形文化財		0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	0	0	0
	無形の民俗文化財	0	2	0	0	2
記念物	遺跡（史跡）	3	1	1	0	5
	名勝地（名勝）	1	0	0	0	1
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）	2	1	9	0	12
	記念物 小計	6	2	10	0	18
文化的景観		0	—	—	—	0
伝統的建造物群		0	—	—	—	0
合 計		25	13	48	9	95
		86				

指定等文化財は95件、未指定文化財は58,306件把握

■推進体制

行政	文化財課、郷土資料館、生涯学習課、文化のまちづくり課 等	所有者	未指定を含む文化財の所有者
専門家	三島市文化財保護審議委員会、史跡山中城跡災害復旧委員会 等	学校	三島市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校
関係機関	文化庁、県文化財課、佐野美術館、三嶋大社宝物館、三島市觀光協会、三島商工会議所 等	民間団体 等	三嶋暦の会、みしまのお寺めぐりの会、三島市ふるさとガイドの会 等

■歴史文化の特徴

① 富士山からの溶岩流と豊富な湧水

本市の市街地には約1万年前の富士山噴火の際の溶岩流である三島溶岩流や2,900年前の富士山の山体崩壊による御殿場泥流などが堆積している。富士山から溶岩のすき間を流れてきた地下水が市街地付近で湧き出すため、「水の都」と呼び、豊富な湧水をまちの誇りにしてきた。



中郷温水地

② 箱根西麓の丘陵地と田方平野のくらし

箱根西麓の丘陵地では縄文時代まで狩猟採集が行われ、弥生時代以降は、平野部での稻作中心に移行し、古代・中世にも開発が進んだ。近世には東海道の旅人相手の茶屋や輸送業で繁栄した。このように、丘陵地と平野部で時代ごとに地形に適した様々ななくらしが展開されてきた。



箱根旧街道石畳（腰巻地区）

③ 三嶋大社を中心に栄えた四辻文化

本市は三嶋大社を中心とした東西に東海道、北に佐野街道（甲州道）、南に下田街道が伸びる交通の要衝、四辻のまちでもある。そのため地域内外の人々の交流が進み、文化的な活動が盛んに行われた。



三嶋大社本殿・幣殿・拝殿・舞殿

④ 伊豆の玄関口に位置する政治・経済の中心

伊豆半島は太平洋に突き出た形となっているため、その付け根にある三島は伊豆国では奈良・京都や鎌倉・江戸といった各時代の政権所在地にもっとも近い、伊豆の玄関口に位置している。そのため、伊豆国の政治・経済の中心地としての役割を果たした。

文化財の保存・活用に関する将来像・課題・方針・措置

将来像 薫り高い文化がいきづくまち・みしま

方向性	課題	方針	措置の例
学ぶ文化財を知り、 方向性1	○文化財の把握調査に分野による偏りがある ○向山16号墳は必要な発掘調査が完了していない等	○有形文化財・民俗文化財等を中心に幅広い把握調査を進める。 ○様々な主体による文化財の調査研究を進め、支援する。	10 向山16号墳発掘調査事業 古墳の本質的価値を明らかにするため、発掘調査が十分行われていない向山16号墳の発掘調査を行い、報告書を作成する。 ■行政、専門家 ■R7~12 
次世代へつなげる 方向性2	○公開されている遺跡（史跡）の保存管理を今後も確実に継続していく必要がある ○祭りや伝統行事の継承に対する支援の不足 ○防災・防犯として施設整備と同時に文化財所有者や市民への啓発を進めていくことが必要等	○公開されている遺跡（史跡）の保存管理を確実に行う。 ○無形の民俗文化財の継承を支援する。 ○施設整備と市民等への啓発を中心に文化財の防災・防犯対策を進める。	20 史跡山中城跡災害復旧事業 令和3年長雨等による被災箇所の復旧及び排水路の設置を進める。 ■行政 ■R7~12 30 伝統行事、民俗芸能等継承支援事業 シャギリ、オテンノウサン等の伝統行事や民俗芸能の調査結果をパンフレット等で紹介する。演奏の場の拡充や団体間の交流により継承を支援する。 ■行政、専門家、所有者、民間団体等 ■R9~12
すまちづくりに人づくり、 方向性3	○郷土資料館の展示の多言語表記、所蔵文化財のデジタルデータの公開が一部にとどまっている ○観光客を呼び込むための情報発信が不足等	○郷土資料館のさらなる充実を図り、文化財保存・活用の拠点とする。 ○文化財を観光振興やまちづくりに活用し、にぎわいを創出する。	54 郷土資料館教育普及事業 企画展関連講演会、郷土資料館ボランティアと協働で実施する体験講座「郷土教室」等の教育普及事業を実施する。 ■行政、民間団体等 ■R7~12 
み財様々につながる人が文化組織 方向性4	○文化財行政の中心となる専門職員（学芸員）の不足 ○市主催の研修会が少なく、人材育成に関する取組が不十分等	○専門職員の充実と人材育成により行政の体制を整備する。 ○文化財の保存・活用に関わる人材育成の仕組みをつくる。	76 郷土資料館ボランティア事業 郷土教室（体験講座）の運営、古文書整理、石造物調査、民具整理等を実施している郷土資料館ボランティアについて、会員募集、養成講座、スキルアップ研修等を実施する。 ■行政、民間団体等 ■R7~12

三つの関連文化財群

三島市の歴史文化の特徴を四つにまとめた。この歴史文化の特徴を踏まえたテーマに基づいて三つの関連文化財群を設定した。

本計画の計画期間中に重点的に取り組むものは、文化財群を構成する文化財の調査が一定程度進んでおり、文化財の活用を進めるための環境が整っているものとした。

1 富士山からのもぐみ「三島溶岩流と湧水」

本市の市街地は約1万年前の富士山噴火の際の溶岩流、三島溶岩流の末端部分にある。富士山から溶岩のすき間を流れてきた地下水が小浜池等の水源から湧き出し、源兵衛川、御殿川といった湧水河川を形成している。湧水河川の川岸にはカワバタと呼ばれる張り出しが設けられ、水汲みや洗い物が行われ、染め物・和傘づくりなど産業にも利用されていた。

市内最大の水源地である小浜池周辺はあちこちで溶岩が露頭し、地下水が湧き出しており、独特の景観を見せている。ここには、近世までは大小の寺社やお堂があった。

「三島溶岩流と湧水」の関連文化財群は小浜池等の水源地と湧水河川及びその周辺施設、湧水に関する生活や産業に関する文化財を中心に構成される。



源兵衛川



樂寿園 小浜池

2 東海道一の難所「箱根八里」

戦国時代以降に東海道の主要ルートとなった箱根路には、小田原北条氏により中山城が築かれたが、天正18年(1590)に豊臣秀吉の小田原攻めにより落城した。

江戸時代には、三島、小田原間の「箱根八里」の道は東海道一の難所とされ、幕府が様々な施設を整備した。街道沿いの集落では経済的に繁栄したばかりでなく、旅人との交流により都市的な文化がはぐくまれた。その様子は紀行文や道中記に記され、地域に伝わる古文書や歴史資料からも知ることができる。明治時代以降は陸上交通が鉄道にシフトすると、野菜の栽培が盛んとなり、地区独特的文化的景観を形成している。

「箱根八里」の関連文化財群は国の史跡である「中山城跡」「箱根旧街道」を中心とした日本遺産の構成文化財、その他の石造物や景観、当時の人々が書き残した古文書、歴史資料によって構成される。



中山城跡 障子堀

3 近世東海道の宿場町「三島宿」

近世の三島は東海道の宿場町として繁栄した。三島宿は東西に東海道、北に佐野街道（甲州道）、南に下田街道が伸びる交通の要衝であり、多くの旅人でにぎわった。三島宿の中心部は明治以降の近代化により町並みの景観は大きく変わっているが、寺社の境内やまちかどに建つ建造物や石碑に注意を向けると、そこに往時の面影を見ることができる。

また、問屋場や本陣家に由来する古文書群や典籍などが博物館や旧家といわれる家に残されている。

「三島宿」の関連文化財群は当時の景観を今に伝える建造物や遺跡と、当時の人々が書き残した古文書、典籍を中心に構成される。



小沼満英筆 三島宿場風俗絵屏風



言成地蔵の伝承、言成地蔵尊

【関連文化財群】②東海道一の難所「箱根八里」

概要

戦国時代以降に東海道の主要ルートとなった箱根路には、小田原北条氏により山中城が築かれたが、天正18年(1590)に豊臣秀吉の小田原攻めにより落城した。江戸時代には、三島、小田原間の「箱根八里」の道は東海道一の難所とされ、幕府が様々な施設を整備した。街道沿いの集落では経済的に繁栄したばかりでなく、旅人との交流により都市的な文化がはぐくまれた。その様子は紀行文や道中記に記され、地域に伝わる古文書や歴史資料からも知ることができる。明治時代以降は陸上交通が鉄道にシフトすると、野菜の栽培が盛んとなり、地区独特の文化的景観を形成している。「箱根八里」の関連文化財群は国の史跡である「山中城跡」「箱根旧街道」を中心とした日本遺産の構成文化財、その他の石造物や景観、当時の人々が書き残した古文書、歴史資料によって構成される。

構成文化財

凡例
● 日本遺産構成文化財
● 山中城跡関連
● 近世の東海道関連



畠作地帯からの眺望

箱根旧街道
錦田一里塚

東急河津線
箱根八里

市山新田の六地蔵
普門庵の仏像

錦田一里塚
松並木

愛宕社跡の碑
JR東海道本線



箱根旧街道 石畳
(発掘のようす)



0 0.5 1 2km N

関連文化財群に関する課題

- ・日本遺産の魅力発信を拡充していく余地がある。
- ・山中城跡の災害復旧事業を可能な限り早期に完了する。
- ・山中城跡に常駐のガイドがない、先端技術の導入がなされていない。

関連文化財群に関する方針

- ・日本遺産の魅力発信を拡充していく。
- ・山中城跡の災害復旧事業を早期に完了するように努める。
- ・史跡の保存活用計画により山中城跡の保存・活用を進める。

関連文化財群に関する主な措置

4 箱根八里街道観光推進協議会事業

日本遺産「箱根八里」の魅力を発信するため、イベント等での情報発信を継続し、構成文化財周辺の文化財の掘り起こしを行う。

■行政、民間団体等 ■R7~12

7 史跡山中城跡での体験の充実

史跡の保存活用計画に基づき、ふるさとガイドの会の拠点の設置、AR(拡張現実)等の先端技術を活用したコンテンツの提供等を進める。

■行政、専門家、民間団体等 ■R9~12

10 箱根旧街道沿いの文化財調査、情報発信

箱根旧街道沿いの石造物や関連する絵図・古文書等の調査を行い、パンフレット・ホームページ等で公開し、旧街道を歩く人たちへの情報提供を行う。

■行政、民間団体等 ■R9~12

【参考】関連計画等

三島市歴史的風致維持向上計画（第1期：H28～R7年度）

期間	平成 28 年度～令和 7 年度
----	------------------

三島市の維持向上すべき歴史的風致

- 1 三嶋大社例祭※とつけ祭りにみる歴史的風致
- 2 三島市の特徴的な地域信仰にみる歴史的風致
- 3 市街地のせせらぎにみる歴史的風致
- 4 坂の集落の営みにみる歴史的風致

歴史的風致維持向上施設の整備又は管理のための事業

- (1) 歴史的建造物の維持保全に関する事業
 - ①三嶋大社 本殿、幣殿及び拝殿の保全事業
 - ②歴史的風致形成建造物保全整備事業
- (2) 山中城跡の保存・活用に関する事業
 - ③史跡等保存活用計画策定、史跡等総合整備活用事業
- (3) 伝統を反映した人々の活動に関する事業
 - ④三島夏まつり（現三嶋大祭り）補助事業
 - ⑤三島囃子保存会補助事業
 - ⑥地域文化財啓発補助事業
- (4) まち並みと景観形成に関する事業
 - ⑦景観重点整備地区内景観形成補助事業
- (5) 歴史的資源を生かした観光振興と情報発信に関する事業
 - ⑧楽寿園情報発信事業
 - ⑨案内看板統一化事業
 - ⑩ふるさとガイドの会補助事業

※8月16日の三嶋大社の祭事について、三島市歴史的風致維持向上計画では「例大祭」と表記していますが「例祭」が正しい名称のため、本計画では「例祭」と表記します。

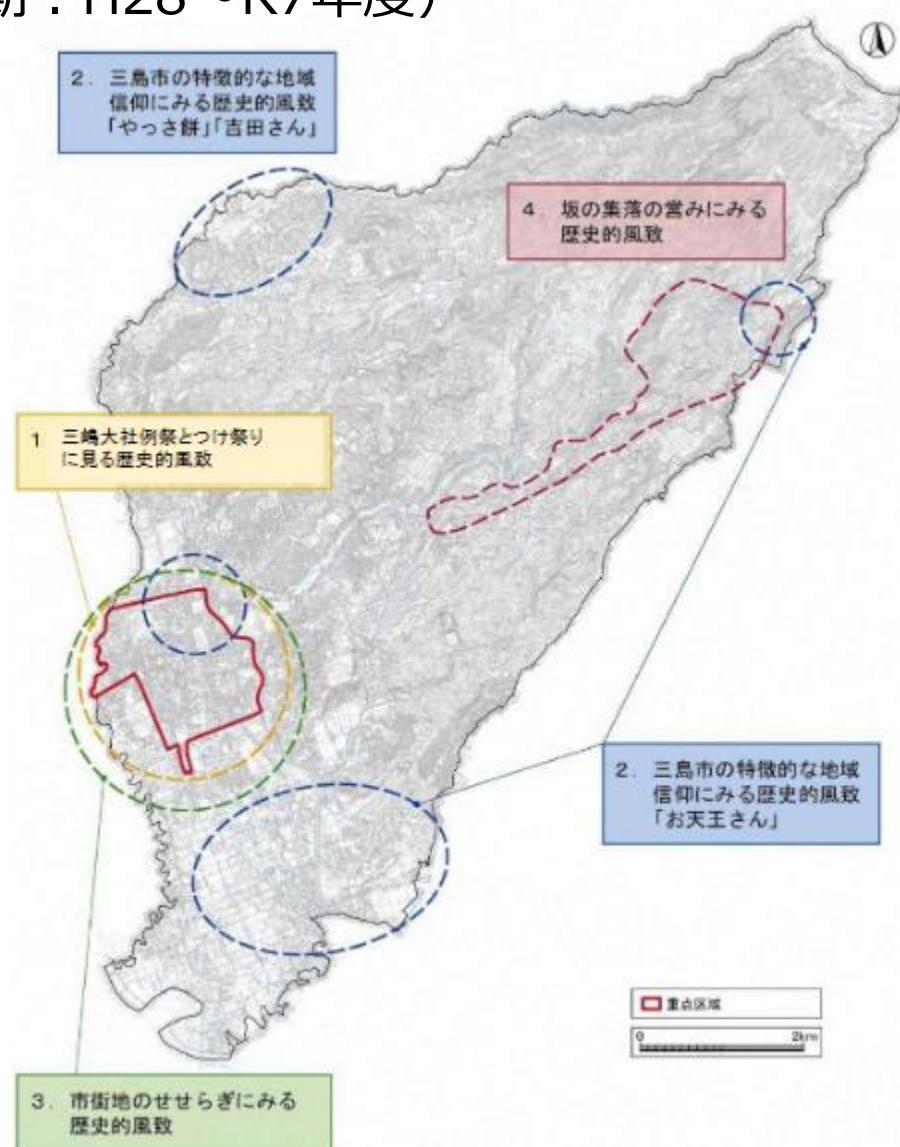


図 0-2 歴史的風致維持向上計画 重点区域

13 あま市文化財保存活用地域計画【愛知県】

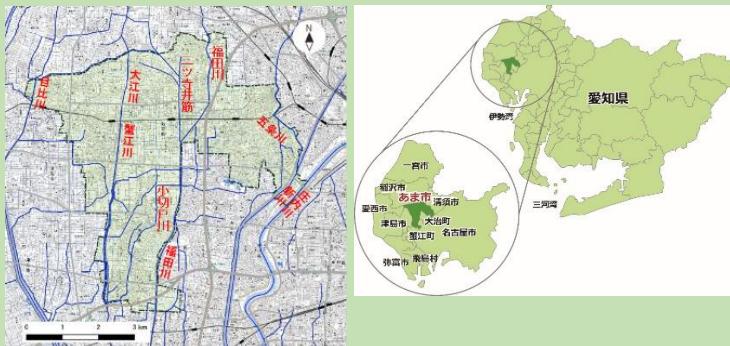
概要

【計画期間】

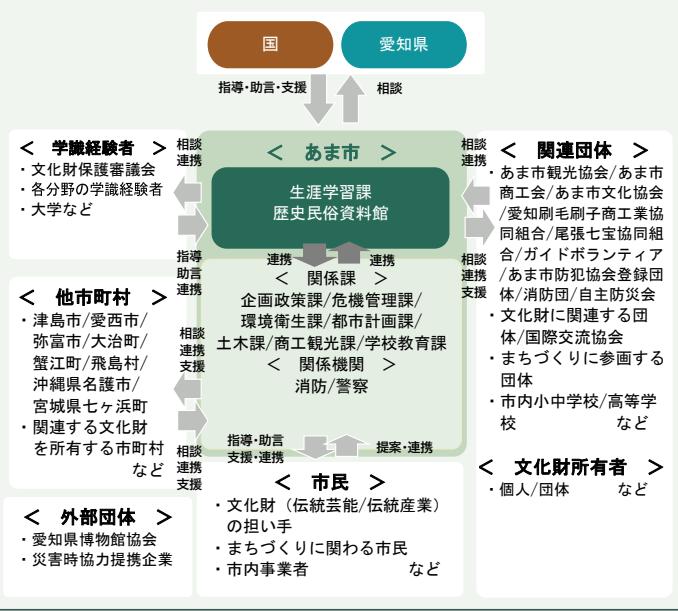
令和7～16年度（10年間）

【面 積】 27.49 Km²

【人 口】 約8.9万人



推進体制



歴史文化の特性

1 低地ゆえの水争い

木曽川のもたらした肥沃な土壌とその清き流れの恩恵を受け、米所として栄えたあま市は、低地ゆえに水害を被ることも多く、人々は長く水との闘いを余儀なくされた。

2 水田に起因する景観と信仰

この地域で見られる「島畠」は、田の水持ちを良くするために作られたという。おもに平野部の低地に見られる土地利用法で、全域に存在していた。また、豊かな水と自然によって営まれてきた人々の生業は田の風習と結びつき、様々な信仰を生み出した。

3 戦国に生きた人々の足跡と伝承

豊臣秀吉配下の蜂須賀正勝や福島正則を中心とする武将や親族の菩提寺、供養塔が市内に点在する他、織田信長の尾張統一への足掛かりとなった萱津合戦、尾張初のキリスト教と言われるコンスタンチノなど、戦国時代の大きな変化の中で、様々な背景を背負って生きた人々の足跡と伝承がある。

4 技の継承 刷毛・蔬菜・芸能

産業では七宝焼が広く知られているが、大正時代以降、刷毛製造が盛んになる。昭和40年代には国内シェアの7割を占めた。篤農家も多く、蔬菜栽培をはじめ野菜の品種改良を進め、様々な伝統野菜が生まれた。芸能の面では、明治から昭和初期にかけて「甚目寺説教源氏節」があった。また七宝地区鯨橋の住吉手踊り保存会による手踊りは、守り続けられている伝統芸能のひとつである。

5 地域の発展のために 海外移民

あま市においては明治後期から北米への出稼ぎがはじまった。昭和初期までに150名近くが海を渡り、艱難辛苦の末に財を築き帰国する者、そのまま現地に遺り大農場を経営する者も現れた。地区出身の在米者が多額の寄付をするなど、故郷を思う気持ちを知ることができる。

指定等文化財件数一覧

類型		国指定・選定	県指定	市指定	国登録	国選択	合計
有形文化財	建造物	2	0	0	2	-	4
	美術工芸品	絵画 彫刻 工芸品 書跡・典籍 古文書 考古資料 歴史資料	2 2 0 0 0 0	2 2 3 1 0 0	0 0 0 1 0 0	- - - - - -	4 4 5 2 1 0 1
	無形文化財		0	0	0	-	0
	民俗文化財	有形の民俗文化財 無形の民俗文化財	0 0	1 4	0 0	- 1*	1 5
	記念物	遺跡 名勝地 動物・植物・地質鉱物	0 0 3	2 0 0	0 0 0	- - -	2 1 3
	文化的景観		0	-	-	-	0
	伝統的建造物群		0	-	-	-	0
合計		6	11	15	2	1*	35

*「尾張西部の子供ザイレン」のみ計上。「尾張西部のオコワ祭」は、市指定の無形の民俗文化財に計上している。

指定等文化財は、35件
未指定文化財は、1,045件把握

あま市の文化財の保存・活用の課題・方針・措置

将来像	基本目標	方向性	課題	方針	主な措置
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">「あまらしさ」を把握し・守る</p>	<p>1 「あまらしさ」を把握する あま市の歴史文化を構成する文化財を把握・整理する</p>	<p>文化財を保存・する 手法・環境で</p>	<p>①歴史民俗資料館の収蔵資料を精査・整理する必要がある。 ②記録や資料を一元化し、調査に伴うデータの修正や更新を容易にする必要がある。 ③有形文化財や、市内の年中行事、民俗文化財などが消滅・散逸する可能性がある。 ④未指定を含めた文化財調査をするための人材が不足している。</p> <p>⑤保存環境が未整備の指定文化財がある。 ⑥防災・防犯面で適切でない文化財がある。 ⑦歴史民俗資料館の収蔵スペースの確保が必要。 ⑧指定に値する未指定文化財がある。 ⑨伝統産業及び伝統芸能の貴重な技術が消滅するおそれがある。 ⑩自然環境の変化により水辺の動植物が減少している。</p>	<p>方針1 文化財の整理 方針2 文化財情報の一元管理 方針3 未指定文化財の調査・研究の推進 方針4 文化財の調査体制の構築 方針5 文化財の適切な修理・保存及び維持管理 方針6 文化財の防災に関する意識の強化 方針7 文化財の防犯に関する意識の強化 方針8 歴史民俗資料館の収蔵スペースの確保 方針9 新たな文化財の指定の促進 方針10 伝統産業の技術の保存 方針11 伝統芸能の技術の保存 方針12 あま市に生息する動植物の保護 方針13 様々な手法による歴史文化への興味喚起 方針14 歴史文化の教育・学習環境の充実 方針15 年代に合わせた地域の歴史文化を学ぶ機会の充実 方針16 子どもと地域との結びつきの強化 方針17 文化財に触れる機会の充実 方針18 幅広い分野にわたる歴史文化講座の充実 方針19 あま市の知られざる歴史文化について学ぶ機会の創出 方針20 文化財を活用した観光を推進するための人材育成 方針21 文化財を活用した観光推進 方針22 文化財を活用した市内の周遊促進 方針23 歴史文化の拠点の強化と取組の充実 方針24 文化財所有者などとの協働促進 方針25 あま市やあま市の魅力についての認知度の向上</p>	<p>No.4 歴史資料（古文書含む）に関する調査・研究 ■ 取組体制 あま市／学識経験者 ■ 実施期間 R7～16 歴史民俗資料館収蔵資料の古文書の解読を進める。</p> <p>No.19 伝統産業の技術の記録 ■ 取組体制 あま市／関連団体／市民 ■ R7～16 尾張七宝及び刷毛などに関わる人に聞き取り調査をし、記録する。</p> <p>No.29 学習段階に合わせた歴史文化を学ぶ計画の作成 ■ 取組体制 あま市 ■ 実施期間 R10～16 中学、高校での体験に重点を置いた出前授業のプログラムを作成し実施する。</p> <p>No.45 文化財を活用した観光ツアーの実施 ■ 取組体制 あま市／関連団体 ■ 実施期間 R14～16 文化財と連携した観光周遊ツアーを実施する。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">「あまらしさ」を「すばらしさ」に</p>	<p>2 「あまらしさ」を「すばらしさ」を充実し、歴史文化への興味を喚起する</p>	<p>あま市の歴史文化を身近なものとし、愛着を醸成する</p>	<p>⑪歴史文化に興味がない人の割合が多く、独自の歴史文化が継承されていない。 ⑫子どもが各地域の祭りやイベントに参加する機会が少なく、地域コミュニティとの関わりが希薄になっている。 ⑬市民が文化財に触れる機会が少ない。 ⑭歴史文化の中で、市民の興味関心や認知度の高い分野に偏りがある。</p> <p>⑮歴史ある街道、祭り、武将、市内のイベント、文化財など、様々な観光資源と連携させた効果的な観光推進が必要。 ⑯歴史文化の魅力を十分に伝えきれていない。 ⑰文化財所有者などと連携した文化財の活用が十分でない。 ⑱認知度が全国的に高くない状況である。</p>		

文化財保存活用区域 甚目寺と門前町

文化財保存活用区域の概要

甚目寺は推古5（597）年に、漁師甚目龍磨が海中より引き上げた聖観音像を安置したことから始まるとしている。豊臣秀吉や徳川義直など時の有力者に庇護され、庶民に篤く信仰されてきた。

境内には南大門をはじめとした文化財がある。また、津島街道にも面していることからも寺周辺は門前町として栄えてきた。そのため、この一帯には寺にゆかりある文化財が集中している。

尾張屈指の観音霊場である甚目寺は、名古屋近郊はもとより、全国から深い尊崇をよせられてきた。その歴史は尾張に現存する寺院としてはきわめて古く、長い歴史を有している。甚目寺を中心とした周辺域は、常に多くの参拝者で賑わい、門前町としても栄えてきた区域である。

課題

- 甚目寺及び周辺には複数の寺社が所在するが、調査・研究があまり進んでいない。
 - 甚目寺境内は、人が集いイベントも開催されているが、甚目寺内の文化財に関する興味関心にはつながっていない。等

方針

- ① 萬葉寺の調査・研究
 - ② 萬葉寺周辺の寺社の調査・研究
 - ③ 文化財防災・防犯環境の整備
 - ④ 指定文化財の修繕、保存環境、管理体制の整備

主な措置①

No. 50 甚目寺周辺の寺社所蔵の歴史資料の調査・研究

- 取組体制 あま市／学識経験者／文化財所有者
 - 実施期間 R7～16

甚目寺周辺の寺社に所蔵されている歴史資料を継続的に調査し、甚目寺との関連性などを明らかにする。

文化財保存活用区域の位置



文化財保存活用区域



斜線部が文化財保存活用区域

主な措置②

No. 59 甚目寺での民間イベントと連携した見学ツアーの実施

- 取組体制
あま市／関連団体／文化財所有者／市民
 - 實施期間 R8～16

甚目寺境内で開催されるイベントなどと連携した文化財の公開や見学ツアーを開催し、イベント参加者が歴史文化に興味を持つきっかけを創出する。

